

平成25年 6月21日（金曜日）

午前10時 0分開会

会議に付託された議案等

概要説明

総務部

- 1. 「大規模災害」について
- 2. 防災拠点庁舎整備の検討状況について

県土整備部

- 1. 県土整備部における自然災害に対する防災・減災対策について

環境森林部

- 1. 新エネルギーを活用した防災対策について
- 2. 本県における災害廃棄物処理体制について
- 3. 山地災害に対する防災・減災対策について

企業局

- 1. 電気事業
- 2. 工業用水道事業
- 3. 地域振興事業
- 4. その他

総合政策部

- 1. 私立学校の防災対策について
- 2. 宮崎県ICT業務継続計画（ICT-BCP）について

農政水産部

- 1. 農業用ため池における防災・減災対策について
- 2. 漁港における防災・減災対策について

商工観光労働部

- 1. 商工観光労働部の防災・減災対策の取組について

福祉保健部

- 1. 本県の災害医療体制について

病院局

- 1. 県立病院における防災対応状況について

教育委員会

- 1. 公立学校施設の防災対策について
- 2. 公立学校における防災教育の推進について

協議事項

- 1. 調査事項について
- 2. 県南調査について
- 3. 県北調査について
- 4. 次回委員会について
- 5. その他

出席委員（11人）

委 員 長	中 野 一 則
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	外 山 三 博
委 員	蓬 原 正 三
委 員	宮 原 義 久
委 員	黒 木 正 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	内 村 仁 子
委 員	高 橋 透
委 員	井 上 紀代子
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	四 本 孝
危機管理統括監	橋 本 憲次郎
総 務 部 次 長	成 合 修

平成25年 6月21日（金曜日）

(総務・職員担当)		みやざきの森林 づくり推進室長	那 須 幸 義
総務部次長 (財務・市町村担当)	日 隈 俊 郎	環境管理課長	上 山 伸 二
危機管理局長 兼危機管理課長	大 坪 篤 史	循環社会推進課長	神 菊 憲 一
部参事兼総務課長	川 畠 達 朗	自然環境課長	佐 藤 浩 一
消防保安課長	厚 山 善 光	森林経営課長	水 垂 信 一
		山村・木材振興課長	河 野 憲 二
		みやざきスギ 活用推進室長	石 田 良 行
県土整備部			
県土整備部長	大田原 宣 治		
県土整備部次長 (総括)	鈴 木 一 郎	企業局	
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡 師 雄 一	企業局長	濱 砂 公 一
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	白 賀 宏 之	副局長	城 野 豊 隆
高速道対策局長	直 原 史 明	技 監 (土木担当)	井 上 康 志
部参事兼管理課長	郡 司 宗 則	技 監 (電気・機械担当)	相 葉 利 晴
技術企画課長	高 橋 利 典	総務課長	緒 方 俊 一
道路建設課長	大 坪 憲 男	経営企画監	新 穂 伸 一
道路保全課長	坂 元 宗 一 郎	工務課長	本 田 博 彦
河川課長	東 憲 之 介	開発企画監	喜 田 勝 彦
ダム対策監	上 山 孝 英	電気課長	白 ヶ 澤 宗 一
砂防課長	加 藤 仁 志	施設管理課長	山 下 雄 一
港湾課長	永 田 宣 行	総合制御課長	田 村 秀 秋
空港・ポートセールス対策監	川 野 福 一		
都市計画課長	大 谷 睦 彦	総合政策部	
建築住宅課長	森 山 福 一	総合政策部長	土 持 正 弘
高速道対策局次長	原 拓 実	総合政策部次長 (政策推進担当)	永 山 英 也
		総合政策部次長 (県民生活担当)	舟 田 美 揮 子
環境森林部		部参事兼総合政策課長	金 子 洋 士
環境森林部長	堀 野 誠	文化文教・国際課長	菓子野 信 男
環境森林部次長 (総括)	金 丸 政 保	情報政策課長	甲 斐 丈 勝
環境森林部次長 (技術担当)	楠 原 謙 一		
部参事兼環境森林課長	川 野 美 奈 子	農政水産部	
		農政水産部長	緒 方 文 彦

農政水産部次長 （ 総 括 ）	興 梶 正 明	こども政策課長	長 友 重 俊
農政水産部次長 （ 農 政 担 当 ）	郡 司 行 敏	病院局	
農政水産部次長 （ 水 産 担 当 ）	那 須 司	病 院 局 長	渡 邊 亮 一
農政企画課長	鈴 木 大 造	病 院 局 次 長 兼 経 営 管 理 課 長	桑 山 秀 彦
農 村 計 画 課 長	宮 下 敦 典		
畑かん営農推進室長	原 守 利	教育委員会	
農 村 整 備 課 長	河 野 善 充	教 育 長	飛 田 洋
漁 村 振 興 課 長	神 田 美 喜 夫	教 育 次 長 （ 総 括 ）	高 原 みゆき
漁港整備対策監	木 下 啓 二	教 育 次 長 （ 教 育 政 策 担 当 ）	西立野 康 弘
商工観光労働部		教 育 次 長 （ 教 育 振 興 担 当 ）	中 野 通 彦
商工観光労働部長	茂 雄 二	総 務 課 長	梅 原 裕 二
商工観光労働部次長	小八重 英	財 務 福 利 課 長	入 倉 俊 一
企業立地推進局長	福 田 裕 幸	学 校 政 策 課 長	谷 口 英 彦
観光物産・東アジア戦略局長	安 田 宏 士	学 校 支 援 監	今 村 卓 也
商工政策課長	田 中 保 通	特 別 支 援 教 育 室 長	坂 元 徹
金融対策室長	沼 口 晴 彦	生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
産業振興課長	椎 重 明	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美	文 化 財 課 長	田 方 浩 二
企業立地課長	津 曲 睦 己		
観光推進課長	孫 田 英 美		
オールみやざき営業課長	日 下 雄 介		

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	日 高 壮
政策調査課主査	黒 田 裕 司

中野委員長 それでは、ただいまから大規模
災害・防災対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま
すが、お手元に配付の日程（案）をごらんくだ
さい。

本日は、まず調査事項について再度協議をお
願いします。

福祉保健部	
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
福 祉 保 健 部 次 長 （ 福 祉 担 当 ）	富 高 敏 明
こども政策局長	橋 本 江 里 子
部 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長	原 田 幸 二
医 療 薬 務 課 長	長 倉 芳 照
薬 務 对 策 室 長	肥 田 木 省 三
長 寿 介 護 課 長	川 添 哲 郎
障 害 福 祉 課 長	古 川 壽 彦

その後、第1回委員会の委員協議を踏まえ、各部局から、防災・減災に関する取り組みのうち、重要な事項を中心に順番に御説明いただきたいと思ひます。

執行部説明の後に、県内調査並びに次回の委員会について御協議いただきたいと思ひますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、このように決定いたします。

まずは、協議事項（1）の調査事項についてであります。「資料1」をごらんください。

調査事項については、前回の委員会協議においてさまざまな御意見をいただき、委員会の場で一度は決定したところではありますが、巨大地震も大規模自然災害に含まれると思われることから、南海トラフは項目立てしてはどうかということになりました。

つきましては、南海トラフ巨大地震に対する調査事項に関すること、その他大規模自然災害に対する調査等に関すること、そして3番目が、防災・減災対策に関することとしてはいかがでしょうか。

この案につきましては、何か御意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

この流れでいいですかね。

それでは、この案のとおり、調査事項を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。執行部、入室どうぞ。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

座って説明いたします。皆さん方も立って説明する必要はありません。

本日は、まず総務部においていただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました、えびの市選出の中野一則です。

時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども11名がさきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思ひますので、御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略していただいて結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

四本総務部長 総務部長の四本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の説明事項でございますが、資料を1枚めくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思ひます。

1つ目は、1ページから5ページにかけてでございますが、「大規模災害」についてということでございます。2つ目は、6ページからになりますが、防災拠点庁舎整備の検討状況についてでございます。

詳細につきましては、危機管理局長及び総務課長からそれぞれ説明をさせますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

大坪危機管理局長 それでは、前回5月16日

の当委員会の議論を踏まえまして、大規模災害の定義並びに過去に発生しました大規模な災害について、改めて御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページごらんください。大規模災害に関します、いろんな法令上の定義なんです、1点目でございますように、既存の法制度につきまして、具体的な定義として示されたものはございません。念のため内閣府のほうにも確認をいたしました、現時点では具体的に示した定義は承知してないという旨の回答がございました。

ただ、そのような中、2つほど参考になるようなものが最近ございましたので、本日御紹介をさせていただきます。

まず2番目ですが、「大規模災害からの復興に関する法律」で定義がされております。

これは、先日、6月17日ですが、国会で可決成立しました法律でございます。その中で、「特定大規模災害」としまして、第2条で次のような定義がされております。第2条の1になりますが、特定大規模災害、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいうということになっております。

この条文の中の緊急災害対策本部につきましては、これについても内閣府に確認しましたところ、そこでございますように、「極めてまれに見る災害が発生し、政府が一体となって災害応急対策を推進する必要がある場合」ということで、数値的による画一的な基準の設定は困難だということございました。

それで、参考までに下のほうに、政府の緊急災害対策本部、どのようなものかというのを記しております。設置要件は先ほど申しましたと

おりでございますが、設置権者が内閣総理大臣、本部長も内閣総理大臣でございます。

さらに、設置実績としましては2件ございまして、先ほどの東北地方の太平洋沖地震、そこで緊急災害対策本部が設置された事例、それから平成7年に兵庫県南部地震が発生したときに設置された事例、2回あるということでございます。

さらに、2ページになりますが、緊急災害対策本部の1つ下にランクされます「非常災害対策本部」というものがございます。

これにつきましては、設置要件が具体的に示されておりまして、風水害の場合ですと、死者・行方不明者が100名以上かつ全壊・流出が100戸以上ということでございます。ただし、死者・行方不明者が100名未満の場合でも、全壊とか、流出戸数が相当数の場合には対応すると。さらに、災害応急対策を実施するために特に必要がある場合も設置をするということでございます。

設置権者は同じく内閣総理大臣なんです、本部長は防災担当大臣などということございまして、設置実績につきましては、平成23年の台風12号災害ですとか、平成16年の新潟県の中越地震等々、計26回設置されてるということございました。

それからもう一つ、「広域的な火山防災対策に関する検討会」というものがございます。

その（1）に示してありますように、内閣府や消防庁、気象庁等が事務局となりまして設置した有識者会議ということでございますが、その（2）にありますように、5月16日に検討会が公表しまして、この広域的な火山災害に関して、「大規模噴火」、「巨大噴火」、それと「大規模噴火災害」といった用語がその中に記されております。

そして、それぞれの定義としましては、そこに整理しましたように、大規模噴火につきましては、火砕物の総噴出量が1億立方メートルから数十億立方メートル程度の規模の噴火。それから、巨大噴火につきましては、同じく100億立方メートル程度以上の噴火で、大型のカルデラを形成する噴火。それから、大規模噴火災害につきましては、大規模噴火は当然なんです、もう一つ、中小規模であっても影響が広域または長期にわたるような噴火被害ということでの定義がなされてるところでございます。

ちなみに、過去の噴火でどのような総噴出量があったかということをごくに3点ほど記しておりますが、新燃岳が0.2億立米、普賢岳が2.7億、桜島が21億ということでございます。

この提言の中では、自然現象としての噴火の規模ですとか、その結果として生じる災害の規模についていろいろ説明がされてるところでございますが、現時点では、これあくまでも有識者会議から提出された「提言」というレベルでございますので、正式に国として決定されたものではないということでございます。

それから、資料の3ページごらんいただけますでしょうか。これまで発生した主な災害、歴史的災害という表現をしましたが、1つ目は、全国レベルで発生しました上位10件ということで、死者・行方不明者の数が多い順にそこに並べてみました。大正12年の関東大震災の10万5,000名を筆頭に、明治三陸地震津波、あるいは先般の東日本大震災といったものが大きなものとなっております。

それから、その下のほうに、上記には含まれませんが、主な火山災害としまして、死者・行方不明者が多かったもの上位5件をそこに記しております。

それから、右側ですが、本県でどうだったのかということでございます。地震・津波に関しては、いろんな資料を調べましたところ、寛文2年、これは1662年になりますが、外所地震の災害によって死者が約200名といったような記録がございます。

さらには、宝永地震、これは1707年になりますが、東南海・南海エリアで発生した地震でございます。地震規模、マグニチュード8.4ということで、非常に大きな地震でございます。ただ、残念ながら、本県での被害については具体的な資料がございません。

それからその次、最近では、昭和43年、1968年に発生しました、えびの地震で、これはマグニチュード6.1の地震でございますが、死者3名、そして家屋破損6,642戸ということで、本県の地震災害としては最近で大きなものでございました。

それから、2番目の風水害につきましては、主に戦後に発生し、来襲しました台風災害の中から、死者が2桁に上るようなものについてそこに列挙いたしました。枕崎台風、死者76名を筆頭に、最近では平成17年の台風14号災害というものが記憶に新しいところでございます。

それから、3番目の火山災害としましては、記録に残ってるものの中で探しましたところ、宝永2年、これは1706年になりますが、御鉢の噴火で神社が焼失した。ただ、これ人的被害が記録がございませんので不明なんです、その後、新燃岳と御鉢それぞれで死者が発生するような火山噴火の災害が起きているところがございます。

それから、参考までに5ページでございます。先ほど国の有識者会議が発表しました、広域的な火山防災対策に関する検討会の中で資料が出

てましたので、参考までにおつけました。これまで発生したような噴火、大規模噴火につきまして、右上、巨大噴火、それから真ん中、大規模噴火ということで、どういうものが過去あったかということがそこに記されているところでございます。

特に一番右上の巨大噴火のところを見ますと、北海道と九州が非常に多いということを改めて実感したところでございます。

念のため、左下に2011年の霧島山（新燃岳）の噴火災害が載っていますが、0.2億立米ということで、この歴史的な大噴火から見ますと、非常に小規模な噴火であるということが説明されているところでございます。

説明は以上でございます。

川畠総務課長 総務課でございます。

「委員会資料」の6ページをごらんいただきたいと思えます。防災拠点庁舎整備の検討状況について御説明いたします。

このことにつきましては、1にありますように、東日本大震災の発生を受けまして、議会からの御意見等いただきながら、有識者等による調査検討委員会において検討を進めているところでございます。

これまでの調査検討によりまして、1枚おめくりいただきまして、7ページの別紙1、横向きになっておりますけれども、新たな防災拠点の必要性をこれまで整理してきたところでございます。説明は省略させていただきたいと思えます。

恐れ入りますが、6ページにまたお戻りをいただきたいと思えます。中ほど2の（2）にありますように、ことしの2月に公表されました県の新たな浸水想定では、「県庁域は浸水しない」という結果でございました。その結果を

踏まえ、去る5月29日に第5回目の検討委員会を開催し、3の（2）にありますように、コンサルタントからの報告を受けまして、具体的な整備場所や施設規模等について検討を行ったところであります。

お手元に別冊としまして「検討委員会資料」を配付しているところかと思えますけれども、ここでは、「委員会資料」の8ページ、9ページ、別紙2のほうで、第5回検討委員会の概要を御説明させていただきたいと思えます。

では、8ページをごらんいただきたいと思えます。まず、大きな の調査検討委員会資料の概要の1、防災拠点庁舎の整備場所の検討でございますが、県庁域は津波浸水が及ばないことや、主要な行政機関が集積し、最も連携が図りやすいことなどから、整備場所は県庁域とすることが適切であり、外来者第一駐車場に絞り検討を行うとしております。

次に、2の現状の課題と整備の方向性では、（1）で耐震性や狭隘化、分散化などの現在の庁舎の課題や、（2）では、それらの課題を踏まえた防災拠点庁舎の整備の方向性を整理しております。特に下のほう、（3）でございますが、防災拠点庁舎において確保すべきスペースとしまして、大規模災害時に災害応急対策業務等を効果的に進めるためには、災害対策本部や総合対策部、自衛隊等の関係機関活動諸室等のスペースに加えまして、部局対策室のスペース約1,000名分を確保する必要があるとしております。

とりわけ、避難・誘導、救助・救急、医療活動等の人命に直結します業務を担当する福祉保健対策室、県土整備対策室は、大規模災害発生後直ちに災害応急対策業務に移行できるようにしておかなければならないことから、通常時か

ら防災拠点庁舎に入居しておく必要があるとしております。

おめくりいただきまして、9ページの3でございます。防災拠点庁舎の整備パターンの検討・評価でございますが、ごらんの から までの5つの案を検討いたしまして、先ほどの「防災拠点庁舎の整備の方向性」、これに基づく評価の視点により総合評価を行っております。

その結果といたしまして、4の整備パターンの選定でございますが、最も高い評価となりました、 の約2万平米の規模の防災拠点庁舎を整備することが望ましいと考えられるとしております。

選定理由といたしましては、通常の1.5倍の耐震性能やプレスルームの設置等に加え、防災拠点庁舎を早期に整備可能であり、将来的に庁舎の分散化を解消することが可能であること。また、災害応急対策活動の中核を担います危機管理局や福祉保健部、県土整備部が入居可能であり、非常用インフラの設備やヘリポート、一時避難場所等の必要な機能が確保可能であるとしております。

以上が「検討委員会資料」の概要でございますが、これに対し、委員からの主な意見としましては、下のほう、大きな にありますように、代替駐車場はどう確保するのか。災害時にはボランティアも来るので、屋外のスペースも必要となるなどといった御意見がありましたが、検討委員会としましては、2万平米の案の方向で今後詰めていくこととなったところでございます。

なお、今後のスケジュールとしましては、10月を一つのめどに、検討委員会を数回開催し、県としての整備案を取りまとめていきたいと考えているところであります。

説明は以上であります。

中野委員長 以上で説明は終わりですか。ただいま大規模災害、そして災害拠点庁舎整備の検討状況について、総務部より説明がありました。

委員の皆さん方で何か質疑、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

外山委員 一番最後の説明のところ、いつをめどにこれ今後進めていくと言われたかな。

川畠総務課長 今後のスケジュールといたしましては、検討委員会をまだ数回を開催しながら、その都度議会へも御報告をしまして、御意見をいただきながら、できましたら10月ごろをめどに県としての一応整備案が取りまとめができたというふうに考えてるところでございます。

外山委員 それことしの10月。

川畠総務課長 ことしの10月ごろをめどというふうなことで考えてるところでございます。

外山委員 いろんな案が1から5までありますよね。これを集約をしたものを、ことしの10月までに県としての開始計画をつくりたいということですか。

川畠総務課長 そういうことでございます。

外山委員 百年の大計というか、ちょっと早急過ぎるような気がするな。どうなんですかね。

川畠総務課長 私どものほうも、平成23年度の、去年の検討委員会を皮切りに、その前に東日本大震災の発生を受けまして、庁内検討委員会の検討を始めまして、それから24年度につきましては、有識者の検討委員会をつくって検討してきたわけですけれども、南海トラフの国の浸水想定でありますとか、県の津波の浸水想定が、県のほうが2月に発表されるということがありまして、特に整備場所を含めまして、なかなか検討が進まなかった状況がございました。

そういう中、ことしの2月、津波浸水想定の結果が発表されて、この県庁域が浸水しないこととなったこと。それから、そもそも今回、防災拠点庁舎ということで整備の検討進めておりますので、東日本大震災の教訓を踏まえ、なるべく早期に、この防災拠点庁舎としての整備は進めていく必要があるのではないかと、いうふうに現在考えてるところでございます。

外山委員 もう一点わからないのは、この県庁のところは、大きな地震が、津波が来ても浸水しないという予測ですよ。そのときに、大淀川の堤防が決壊はしないという前提なのか、それとも決壊してもここは浸水しないということなんですか。どうもそこんところが釈然としないんですよ。

大坪危機管理局長 津波浸水想定を策定する際に、堤防についてどのように評価するかというのは当然前提議論となっております。それで、特別にこの震災対応の設計に基づいて整備されている堤防のみは機能するという前提なんです、その他の堤防につきましては、4分の1程度の高さの機能しかないというふうな整理をしまして、それで浸水想定が出てございます。

大淀川につきましては、この宮崎市中心部の左岸の堤防につきましては、最近そのような耐震性を有する機能強化というのがされてますんで、その部分に関しましては、その耐震機能を有しているという前提で計算がされてるところでございます。

外山委員 ということは、大きな津波が来ても堤防は決壊しないという前提で、ここは浸水しないということですね。

大坪危機管理局長 宮崎市中心部のその堤防についてはそうでございます。

外山委員 もし決壊したときは、浸水するか

もわからないということなんですか。

大坪危機管理局長 そのようなシミュレーションは行ってませんが、仮に決壊すれば、そういう可能性はあると思います。

中野委員長 ほかありませんか。

内村委員 今回、6月17日に大規模災害関連の法案成立というところで、各自治体が高齢者、障がい者の名簿をつくらなければいけないとか、そういう義務がなされたわけですが、それについて、各自治体とのいろんな連携はこれから先どういう事業で進めていかれるかお尋ねします。

大坪危機管理局長 これにつきましては、災害対策基本法の改正で、その中に、住民等の円滑かつ安全な避難の確保という項目がございまして、そこで高齢者、障がい者等の避難に特に配慮が必要だという前提で、委員がおっしゃいましたような点が盛り込まれてるところでございます。当然この高齢者とか、障がい持ってる方への対応ということは、非常に災害で重要な点でございます。ですから、市町村と十分そこは連携をしながら対策を進めてまいりたいと考えております。

内村委員 まだ今これ出されたばかりですので、これから先だと思んですが、各自治体での名簿がちゃんとしてないと、その連絡網がとれないということと、それからこの前、一般質問でも出したんですが、庁舎の近くに緊急のときの災害対策本部に対する職員の動きとか、そういうのも、これから先の分ですけれども、しっかり出していただきたいなと思ってるんですが、そこをまたもう一遍お願いします。

大坪危機管理局長 災害時要援護者の対応については、おっしゃいましたように、これ実は平成17年の台風14号災害でも非常に大きな問題になりました。個人情報保護とのバランスをど

うとっていったらいいのかということが随分議論になりまして、その結果として今回の法改正になっているようでございますので、そこは十分踏まえながら、市町村と前向きに対応してまいりたいと考えています。

一方、庁舎の近隣地域に住んでる職員の件につきましては、県が昨年つくりましたBCPの中でそういう調査をしまして、近隣の職員については、積極的に出てきて初動対応するということについて一定の記載をしたところでございます。そういうことも踏まえて、今後の初動体制のあり方というのは十分に進めてまいりたいと考えております。

中野委員長 ほかにありませんか。

井上委員 この第5回の防災拠点施設整備調査検討委員会についてということで、これについては、大体の方向性というのはもう大体固まっているようですが、その市町村との関係です。この検討していく、これ県のことだからといって、県だけで議論されて、市町村との関係というか、市町村のことについては全く入ってないんですか。県がすることだからという感覚なんですか。

川畠総務課長 この防災拠点施設整備調査検討委員会でございますけれども、当初の名称が防災拠点施設というふうに非常に大きくくりな名称になっておりましたけれども、その後の議論の中で、これが県の防災拠点庁舎を検討しようという目的でそもそも設置したものでございまして、実質的には県の防災拠点庁舎に絞った検討を行ってるところでございます。

井上委員 ということは、もう市町村の皆さんとは、今後のことがいろいろあるわけけれども、そういうことも含めて、市町村の方とはそういう議論は全然積み上げてないということ。

川畠総務課長 おっしゃるとおりでございます。繰り返しになりますけど、調査検討委員会があくまで県の防災拠点庁舎をどうするかということ調査検討のテーマにしているところでございまして、委員のおっしゃられたとおり、市町村まで広げての議論はしていないということでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

蓬原委員 先ほど堤防の決壊の話が出ましたが、上流にダムがありますよね。このダムも古くなってると思うんだけど、そのあたりの耐震ダム、上流ダム、県土整備部だと思うんだけど、そのあたりの検討もされてるんですかね。どの程度の、かなり老朽化してますよね。多分会議でやったこともあるんだけど。

大坪危機管理局長 先般公表しました津波浸水想定では、上流のことについては、そこまでは言及がされてないということでございます。

蓬原委員 一応チェックは必要ではないかな、そのあたり懸念持ってますけど、お願いしておきたいと思います。

それと、県庁が今所在してる場所は水没はしないということなんですが、懸念持ってるのは、周辺には水が来るかもしれない、あるいは電柱が倒れたりとか等々で、ここの拠点施設はちゃんとあるけれども、ここに車が寄れないとか、ボランティアの人が来れないとか、ヘリは来れるでしょうけれども、何かそういう意味のアクセスが遮断されることによる、逆にこの拠点施設の孤立化が起きるんじゃないかなという、そういう懸念もしてるんですが。

前、本会議でも言ったことあるんだけど、こういう一種の要塞ですよ。要塞で、平地につくったとこの要塞というのは必ず弱い。大体が昔は山手ですよ。そういうところにつくられ

た要塞だったと思ってるんだけど、そういう意味での要塞と考えたときの力強さというのが、何かどうなのかなという、客観的に見てするんだけれども、それについての考えはどうですか。

大坪危機管理局長 前段の点についてお答えしますが、今回、津波浸水想定ということでしたけども、今後、地震の揺れ、それと被害想定について、今年度中にまとめることにしております。したがって、地震による影響とかということについては、そこである程度のことは整備できようかと思っております。

ただ、具体的にこの地点の道路がどうなのかということまで、具体的な話はなかなかその中では難しいかと考えてますが、ただ、いずれにしろ、現庁舎というのが非常に耐震力が弱くて、災害時、大災害時に使用できない可能性が高いということから検討が進んでるということでございます。

一方、BCPで、この点については、十分な耐震性能を持った防災拠点施設をつくとともに、それでも絶対に100%ということは言えませんので、その場合には、代替施設に移って緊急の業務をするということを規定してございます。そこで、県庁周域から遠くは都城総合庁舎ですとか、西臼杵支庁とか、そういうところまで含めて代替庁舎のリストアップを毎年これ実施しまして、いざとなったときに、どこが使えるかということをしつて、万が一一本庁舎が使用できない場合でも、そういったところで緊急の対応をするということで備えを進めてるところでございます。

蓬原委員 せっかくの防災拠点施設が結果として孤立してしまって、そこを助け出すのに大変だという、こういう皮肉な状況が起こらないように、よく検討しておっていただきたいなと

思います。

それと、考えられる総事業費というのは大体どれぐらいを。規模によるんでしょうけれども、おおむね。説明あったかもしれませんが、再度。

川畠総務課長 先ほどの「委員会資料」で申し上げますと、9ページのところで、大きな3の約2万平米のところに書いておりますけど、約97億円ということで、これは建設工事のみのものでして、設計費用でありますとか、関連する駐車場の整備の話とか、そういったものが入っておりませんが、その程度今予想してるところでございます。

蓬原委員 最後に1点、鹿児島県庁ですかね、与次郎に移ってますよね。あそこは逆に問題でしょうけど。あれは栃木県庁でしたか、かなりいいところに、新しい場所に全体が移ってるわけですよ。例えば耐震がどうだとか、電源がうまく、耐震がどうだとかということが書いてありますけど、根本的に、それは財政の問題はありますよ、ありますが、根本的にこの県庁舎のあり場所をどっかにどんと移すという発想は、この検討の中には全然なかったもんですか。お金のことは別にして。

川畠総務課長 これは、先ほどお配りしました、第5回の「検討委員会資料」の別冊のほう、もしよろしければごらんいただきますと、2ページのところになりますけれども、前回第4回の検討委員会におきまして、要するに県庁域でありますとか、それから4キロ、12キロ、20キロ離れたところにありますとか、大きな視点でのメリット、デメリットについて一定の整理をしたところでございます。

蓬原委員 その結果が、今のところがいいという。

川畠総務課長 そのとおりでございます。

蓬原委員 それともう一つ、最後にします。道路がありますよね。今この道路が、4カ所に施設が分散してるわけですけども、十字路を挟んで。これ前から思ってるんだけど、ここの道路を、市道なんでしょうけど、例えば全部この一画を1つの県庁の敷地として、この道路を、それは実際不可能かもしれないけども、なくしてしまう。実に横断をしてくる、雨の日も大変、なかなか分断される、この4つのブロックの県の施設がですね。この道路を全部買い取って、全部を一緒の敷地にしてしまっただけで、車入らないようにするという案はだめなんですか、そういう検討はなかったですか。

川畠総務課長 委員御指摘のような、抜本的にここをもっと使いやすくすべきじゃないかというふうな御意見、御発想も多々あるところかと思えます。しかしながら、今回、検討委員会のテーマが、早期に防災拠点庁舎を整備する方向での検討を行っているものですから、委員御指摘のようなお話になりますと、まちづくりを含めたといいますか、非常に大きな話になってきまして、検討に非常に時間を要する。いろんな県民の皆様も含めての意見の集約も必要になってきますので、そこまでのことやってますと先に進まないもんですから、とりあえずは防災拠点庁舎を早期に整備するという観点からの検討で今行ってるところでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。

有岡委員 通信関係の回線等が例えば切断したという状況が想定されるんですけども、そういう場合の衛星電話とか、そういった整備等は今進んでるのかどうかお尋ねいたします。

厚山消防保安課長 一応通信を所管しておる観点でお答えします。

現在、県の通信手段は、防災行政無線、対象無線を中心にシステムを構築しております。それと、普通の局線といいますか、N T T等の電話回線が遮断する可能性が、東日本の事例を見れば、ほとんど遮断して不能ということでございますので、現在、新総合情報ネットワーク更新事業を進めておりますけども、これによりますと、多重無線の多重化、それと光ケーブル、各県庁と出先とを結んでおります。それと、衛星による映像の配信、それと個別の衛星携帯電話、これをいろいろ各市町村を含めまして整備をお願いしておる部分もでございます。そういったところでの多重化というのをやる検討をまいておるといような状況でございます。

有岡委員 これは、この防災庁舎とはまた別として、今から少しずつでも取り組める課題ですので、ぜひ取り組みいただきたいと思えます。

中野委員長 ほかにありませんか。副委員長はないですか。

委員長しながら発言をはばかりますが、この防災拠点施設について、こういう公式な場で発言させていただきたいと思えます。

この前の一般質問で言い足らなかったので質問させていただきたいと思うんですが、今回のこの拠点施設については、津波だけを想定して前に進んでいると。過去、県議からも一般質問、ないし、いろんな形の委員会でも発言が来ました。私の個人としては、高台で、少なくとも50ヘクタールぐらいは確保できるようなところで、交通アクセスを考えた、そういうところを確保、あるいは確保できるようなところに、まずはこういう拠点施設の本当に最初に必要なものをつくって、30年、50年かけて、県庁域で云々という結論的にはこれ書いてあるから、県庁の施設をそこに順次移設していくと、私はそういう抜

本的なことを進めたほうが、いろんな懸念することを解消できるんじゃないかなと思うんですよ。こういう意見を一応申し上げておきたいと思います。

ほかありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 なければ、以上で終了いたします。御苦労さまでした。

執行部入室のために、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部においでいただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきます。私ども11名がさきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略しても結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

大田原県土整備部長 おはようございます。県土整備部長の大田原でございます。

県土整備部では、経済、雇用対策や地域産業の基盤強化と同様に防災力強化、減災対策に係ります事業を積極的に推進し、平成25年度の県の重点施策であります、安全・安心で豊かな地域づくりに取り組むこととしております。

本日は、県土整備部における、自然災害に対する防災・減災対策につきまして御説明させていただきます。

お手元に配付しております資料をごらんください。表紙の目次にありますとおり、まず地震・津波、そして噴火・深層崩壊、最後に豪雨につきまして、それぞれの災害の現状、これまでの取り組み、そして課題及び今後の取り組み方針を担当課長から説明させます。どうぞよろしくをお願いいたします。

中野委員長 説明は、もう皆さん座って結構ですので、申しわけありません。

高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

「委員会資料」の1ページをお開きください。当課からは、地震・津波対策について、大規模な被害が予想されております南海トラフ巨大地震などによる津波への対策について、部としての対策となりますけれども御説明をいたします。

まず初めに、(1)の現状についてであります。

本年2月に県が公表した「津波浸水想定」では、宮崎県内における最大の津波高は17メートルであります。

また、3月に国より公表されました、南海トラフ巨大地震の被害想定（第2次報告）によりますと、全壊棟数約8万3,000棟、死者数約4万2,000人、直接被害額は4兆8,000億円と、非常に大きいものとされております。

このような被害を少しでも防ぐためにどうするかということでございますが、(2)の防災・減災対策の取り組みとしまして、県土整備部におきましては、現在取り組みを進めている主な対策について御説明します。

の警戒避難体制の強化としまして、県管理道路における、写真にございますけれども、標高表示板の設置や港湾BCPの策定、あと記載の

事項等について取り組んでいるところでございます。

次に、 の広域支援体制の強化としまして、書いてございませんけども、防災拠点や後方支援拠点との連携強化、災害時の救助、物資輸送の安全性及び確実性の向上を図るために、東九州自動車道や緊急輸送道路の整備促進などに取り組んでいるところでございます。

次に、 の防災・減災機能の強化としまして、広域支援体制の強化と重なる部分もございませけども、避難路の確保という意味におきまして、緊急輸送道路における橋梁の耐震化や防災対策の推進を初め、盛り土道路への避難階段の設置などに取り組んでいるところでございます。

2ページをごらんください。（3）課題についてであります。

地震や津波などの自然災害は、その発生自体を阻止することは不可能でございますけども、平成23年12月に制定されました「津波防災地域づくり法」におきましては、国や県、市町村、宮崎では沿岸の10の市と町になりますけれども、それらが協力して、ハード・ソフトの施策を組み合わせた地域づくりを行うこととなっておりますので、国や市町と密接に協力しながら、「警戒避難」、「広域支援」、「防災・減災」のさらなる対策に取り組む必要があると思っております。

続きまして、（4）の今後の取り組み方針についてであります。

津波対策につきましては、2つのレベルの津波に分けて取り組むこととしております。

まず、 の数十年から百数十年に一回起こるような津波、施設画上的津波（レベル1）対策についてであります。レベル1の津波に対しましては、河川、海岸、港湾等の水際管理者が連携して、海岸保全施設等のハード整備による

防御を基本として取り組むこととしておりますが、まずは、そのL1津波高の設定などを行うこととしております。

次に、 の発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波、最大クラスの津波（レベル2）対策についてであります。従来から警戒避難など、さまざまな取り組みを推進しているところでありますけども、津波浸水想定が公表されましたことから、新たにこの津波浸水想定区域を基本といたしまして、「迅速な避難」のための対策が必要となる要対策エリアの検討や、その区域内のおのおのの県管理施設を活用した対策などを、沿岸の市町との連携を図りながら行うこととしております。

地震・津波対策の取り組みについての説明は以上であります。

加藤砂防課長 砂防課でございます。

当課からは、噴火及び深層崩壊に関する災害の取り組みについて御説明を申し上げたいと思っております。

次のページ、3ページをお願いいたします。まず、噴火についてでございます。

（1）のところに現状を示しておりますが、平成23年1月に霧島山（新燃岳）で、約300年ぶりとなる噴火がございました。都城市、高原町を中心に、新燃岳東側のほうに大量の火山灰が降り積もったことになっております。

その状況によりまして、わずかな雨でも土石流が発生する危険性が非常に高かったということもありまして、法律、土砂災害防止法に基づきまして、その危険性を把握するために、全国で初めての危険性の緊急調査というものが国により実施されております。

23年の9月以降、噴火は確認されておられません。3日ほど前、本年の6月18日になります

が、火山噴火予知連絡会が開催されております。その中で、新燃岳の火山活動は落ちついた状態が続いているものの、現在でも小規模な噴火が発生する可能性は否定できないとされているところでありまして、再噴火する可能性は十分に考えられるところでありまして、引き続き警戒や観測体制を維持する必要があると考えてるところでございます。

ちなみに、噴火レベル4段階でございます。一番高い避難準備という火山はございません。全国で110の活火山がございますが、レベル3と呼ばれる、その次の入山規制がかかっているのが、今ほどの新燃岳と桜島の2つだけでございます。平成3年に噴火した雲仙なり、世界登録遺産になりました富士山はレベル1という状況でございます。

（2）防災・減災対策の取り組みでございます。

下のほうに写真がございますが、国及び県におきまして、仮設の導流堤の設置、また、土石流に備えて既設の設備からの緊急排土などを行ったところがございます。また、監視カメラ等の設置等も行いまして、一定の整備を今のところ終了しております。

その後、恒久的な整備ということで、一番写真の左下でございますが、ことしの5月27日になりますが、国によりまして望原谷第1砂防堰堤が完成しております。地元の御池小学校の児童を招いて完成式典が行われたというふうに聞いております。

引き続き、4ページでございます。深層崩壊についてでございます。

現状及び図面をお開きいただきたいと思います。が、「特に高い」エリアと書いてございます。深層崩壊の発生が非常に高いエリアという

のが、宮崎県の県土面積の38%ということで、全国2位というような高い危険性があります。

また、明治以降に確認されている深層崩壊188事例ございますが、そのうちの17例が本県ということでございまして、これも全国第3位ということでございますので、潜在的な危険性は非常に高いというところがございます。

めくっていただいて、5ページでございます。写真が2つございます。左側が宮崎市田野町の鰐塚山、右側が美郷町西郷区、野々尾の深層崩壊でございます。左側でございますが、直接深層崩壊に遭って土石流が発生する場合、右側でございますが、1回深層崩壊が起きまして、それによりまして天然ダムができます。それが決壊いたしまして、下流への大規模な氾濫により被害を下流に及ぼすというような事例があるということでございます。

（2）でございますが、これに対する対応といたしまして、九州地方整備局におきましては、昨年度より「九州地方における深層崩壊対策検討委員会」というものが設置されておりまして、砂防施設の効果の検討なり、ソフト対策をどう進めていくかというようなことを今話し合っているところでございます。

課題につきましては、共通になりますが、噴火・深層崩壊とも、ハード対策のみによって対応するというのは非常に限界がありますことから、より確実、適切に避難をしていただくことが必要だというふうに思っております。また、そのための情報を的確に提供すること、また防災意識の醸成、また土砂災害に対する知識を県民、住民の方に持っていただくということが必要だというふうに思っております。

それに向けての取り組み方針といたしまして、火山噴火に対しましては、学識者または関係機

関が入りました「霧島火山防災検討委員会」というものに参画いたしまして、また引き続きどのような対応が必要なのかということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

5ページから6ページにかけてでございますが、深層崩壊に対しましては、先ほどありましたように、宮崎は非常に厳しい県でございますので、「大規模崩壊監視警戒システム」と書いてあります、振動センサーをつけまして、どこで深層崩壊起きたかというのをいち早く察知するというような体制を宮崎県と奈良県を中心に今設置をしていただいている、国によって設置をしていただいているところでございます。

県といたしましても、最低限住民を守るということで、このような対応をバックアップをしていきたいというふうに思っているところでございます。

砂防課の説明は以上でございます。

東河川課長 河川課でございます。

当課からは、豪雨に対する防災・減災対策について御説明いたします。

7ページをお開きください。1の豪雨災害の現状についてであります。

本県は、の基準のとおり、全国でも有数の豪雨地帯でありまして、年平均降水量は2,509ミリと全国2位となっております。また、これまでに多くの台風が本県を襲い、多くの生命、財産が失われております。

に台風と被害の関係を記載しておりますが、下のほうの図をごらんください。図の1は、過去10年間の九州に上陸または接近した台風の状況を示したものであります。緑の棒グラフが接近数、赤い色の折れ線グラフが上陸数となりますけれども、平成16年は接近した台風が9個、上陸が3個であります。また、平成17年には、御

存じのとおり、大型の台風14号が上陸いたしました。

図の2は被災家屋数と死者・行方不明者数を、図の3は公共土木施設災害の決定金額と件数を示しておりますが、3つの図を見比べていただきますと、先ほど説明しました、大型台風が九州に上陸した平成16年、17年の被害が突出しております。一方で、台風の上陸のない平成20年以降は被害が減少しております。

このことから、本県における自然災害における被害の多くは、台風がもたらす豪雨などによるものでありまして、台風の規模は進路に大きく左右されると考えられます。

8ページをごらんください。自然災害における死者・行方不明者数についてであります。

にありますように、昭和42年から平成24年の間、自然災害の死者・行方不明者は101名でありまして、そのうち半数の52名の方が土砂災害によるものであります。

図には、各年ごとの土砂災害による死者・行方不明者数の全自然災害に占める割合を示しております。赤と青で表示されているものが土砂災害によるものでありまして、灰色がその他の自然災害によるものであります。

また、中ほど にありますように、平成16年から24年までの死者・行方不明者の約6割が65歳以上の方でありまして、高齢者を初めとする災害時要援護者に対する早目の避難対策が課題となっております。

次に、(3)の防災・減災対策の取り組みについてであります。

まず、の浸水被害対策の推進であります。現在、台風などによる家屋の浸水被害対策といたしまして、河道の拡幅や堤防の新設を行うとともに、中山間地域における対策といたしまし

て、宅地かさ上げや輪中堤を行います土地利用一体型水防災事業、いわゆる水防災事業を進めているところであります。

写真は、諸塚村の耳川で実施しております水防災事業の状況であります。ここでは約3メートル程度の宅地等のかさ上げを行っているところでございます。

9ページをお開きください。 の総合的な土砂災害対策の推進についてであります。現在県では、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策と土砂災害警戒区域などの指定や防災意識の普及・啓発などのソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進しているところであります。

写真は、平成22年7月に都城市で時間100ミリを越す局地的集中豪雨により崖崩れが発生し、1名の方が亡くなられた、荒川内地区の発生時と復旧の状況であります。

の警戒避難体制の整備に向けたソフト対策の主な取り組みについてであります。豪雨災害から人命を守るために、ハード整備と合わせて、災害時の避難を円滑にするための防災情報の提供などのソフト対策に取り組んでいるところであります。

現在、下の写真にありますように、県庁ホームページ、携帯電話、NHK地上デジタル放送により、雨量・河川水位の情報提供を行っているところであります。

10ページをごらんください。豪雨災害における課題であります。

昨年、北部九州豪雨、一昨年、紀伊半島豪雨は記憶に新しいところでありますが、近年、豪雨災害は大規模かつ激甚化しており、的確な対応が求められております。しかしながら、中ほどの表に示しておりますように、本県における

河川や土砂災害の整備率はいまだ半数に満たない状況にありまして、今後とも多くの時間と費用が必要であります。

したがいまして、豪雨に対する防災・減災対策のための予算をしっかりと確保し、ハード・ソフトが一体的になった施策を展開しながら、災害に強い県土づくりを推進する必要があると考えております。

最後に、(5)の今後の取り組み方針であります。

まず、ハード整備の取り組みとしまして、から にありますように、平成17年台風14号などによる浸水被害箇所早期解消や九州北部豪雨を踏まえた河川堤防の漏水対策等による治水安全度の向上に努めてまいります。

また、土砂災害対策としましては、過去に被災履歴のある箇所を初め、災害時要援護者関連施設や避難場所の位置する危険箇所の重点的な整備を推進することとしております。

次に、ソフト対策の取り組みであります、から にありますように、迅速・的確な警戒避難活動を支援するため、信頼性の高い防災情報の提供、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等の指定促進、さらには土砂災害防止講座などを継続して開催することで、県民の防災意識の向上に努めることとしております。

今後も引き続きハード・ソフトの両面から総合的な豪雨災害対策を推進し、安全で安心な県土づくりを目指してまいりたいと存じます。

河川課からは以上でございます。

中野委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

質疑等ありましたら発言してください。ないですか。

宮原委員 深層崩壊ということで、ここに美

郷町西郷区というのも見させていただいて、物すごく規模の大きな深層崩壊というのを見せていただいたんですが、これどっちかというダムの下流でしたよね。これが、こういう状況が台風なり、水がダムにいっぱいたまってる状況で、ダムの中にこういう状況で落ちた場合、ダムというのはそういうのにも耐えられるような設計になってるんでしょうかね。

上山ダム対策監 ダムの貯水池内に地すべりが流入した場合ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）通常ダムは、ダムの安定性は、上流側の貯水の重量、それをダム堤体でもたせるという構造になっておりますので、ダムの貯水池内に流入しました地すべり、この水位がダムの堤体にどう作用するかということでございますが、これに対しましては、ダムの堤体の安全性に対する水位といえますのは、ダムの設計洪水量、設計洪水水位というのがございまして、およそ200年に一回ですとか、そういった規模の水位を想定しておりますので、その水位を超えない限りはダムの堤体は安全というふうな設計になっております。

宮原委員 安全だということなんです、ダムの耐用年数というのはどのぐらいなんですか。

上山ダム対策監 ダムは、ダムの上流側に流入します堆砂、つまり土砂の流入のことですけれども、この堆砂容量というものを持っておりまして、これが100年間に堆砂する量というふうに想定しております。一応ダムの耐用年数、ダム自体の劣化による耐用年数ということとは別でございまして、ダム本体の劣化に対しましては、適切な維持管理、補修等を行いながら、ほぼ半永久的にもつというふうに我々は考えております。

宮原委員 半永久的にある程度もつというこ

とでお聞かせいただいたんですけど、ちょうど原発の問題があったときに、原発の下に断層があるとどうのこうのというのがよく言われましたけど、こういったダムとかの下にも断層が通るとかというようなことまでは、そのつくられたときにはそういうこと余りなかったのかなという気はするんですけど、今そういうような調査とかというのはあってるんでしょうか。

上山ダム対策監 ダムに対する安全性と申しますのは、今委員がおっしゃられたような、ダムの堤体に直接作用する変位、それから先ほど申し上げました、ダムの堤体に水平に作用する地震力というものを考慮いたします。

ダムに作用します水平力に対しましては、活動ですとか、転倒、そういったものに対する安全性を検討いたしますが、ダムに直接作用する断層等による変位、これにつきましては、ダムを設計する、ダムを計画する際に、その危険な断層を避けるように、あらかじめ計画していくことになっております。

今委員のおっしゃられた断層と申しますのは、通常我々、活断層と申しておりますけれども、将来にわたって活動する可能性のある危険な断層、こういうものを想定しておりますけれども、現代のダムでは、あらかじめそういった活断層を調査されておまして、ダムを計画する際に、その活断層を避けるようにダムの位置を決定しております。

今現在、宮崎県内で知られております活断層の位置、これと、現在、法河川の適用されるダム等を比較しました場合、その活断層の位置にダムがないことを一応確認しております。

中野委員長 ほかありませんか。

松村委員 豪雨対策の堤防の整備とかについてですけども、10ページ、県の管理河川、あと

土砂災害危険箇所の整備状況について、必要とされるものの改修済みの整備率というのがありますけども、これ大体、この整備率というのは、年間何%ずつ上がっていくんですか。

東河川課長 河川のほうの整備のほうは、年間大体0.5%程度でございます。大体5キロぐらいですね。ちなみに、これが25年3月現在ですけど、昨年度、1年前が、24年3月でいきますと47%でしたので、約0.6%上がってるということでございます。

加藤砂防課長 土砂に関しましては、およそ1%ずつということですので、0.5から1%ぐらいずつということで、40カ所未満ですが、大体そのような箇所が改修して、また新たに、今だんだん予算が減っておりますので、同じ数というわけにはいきませんが、20から30カ所ぐらい新規に着手してるというような形になっております。

松村委員 河川にしても多分老朽化というのが問題になって、この間も一般質問した、越流よりも下からの浸水というか、それが崩壊というやつが問題になってますよね。これでいくと、なかなか整備が終わるまでとか、あるいはそのうちにまた老朽化する別の箇所というのがございますよね。これは大きな課題ですね。はい、結構です。

中野委員長 ほかに質問ありませんか。

黒木委員 6ページにあります大規模崩壊監視警戒システムですけど、これは全国的に何カ所かでこういう、もう既にこのシステムというのは機能しているわけでしょうか。

加藤砂防課長 今のところ、先ほど河川課からも御説明がありました、紀伊半島が非常に大きな災害を受けたということもございまして、まずは紀伊半島のほうで設置が始まっております。

す。

また、昨年度末、この3月から、宮崎県なり、熊本県を中心といたしまして、九州の中央部も非常に、先ほど危険性が高い場所がピンク色で4ページにあったと思いますが、非常に高いということもございまして、このような九州の中央部、また、日南層群と言われる、宮崎から日南市にかけての部分についての範囲を網羅するような形で、九州においては23カ所、このような振動センサーを設置する予定と聞いておまして、宮崎県内には、そのうちの13カ所の設置をできれば今年度中にしたいというふうに九州地方整備局からは聞いておるところでございます。

黒木委員 こういうシステムでつくって、ここに図がありますけれども、関係者への情報を流す場合、こういうのが非常に難しいんじゃないかなと。それで、どこは避難してくださいというの、この17年の台風のとくにも、これダムにひびが入ったとか、いろんなデマが下流に流れて、例えば東郷あたりとかはかなりの人が避難をして、いろんな情報が流れて、デマが流れて、こういう情報の、きちんとした情報の管理のシステムをつくっておくということは、大きな台風とかには非常に大事なことではないかと思うんですけど、その辺のところは訓練するなり、そういうものをしっかりしていただきたいなというふうに思います。

それから、その隣にある美郷町西郷区の深層崩壊ですけども、このすぐ上にはダムがあって、それからそのダムが結局オーバーするような状況で、多分水の排水といいますか、その管理ももう不可能なぐらいの雨量があって、多分難しかったんだろうと思うんですけども、オーバーするような状況になっておって下流が

やられたということになっておりますけど、今、これは九州電力のあれですけれども、土砂をある程度流していくという改造が行われてますけど、そういうのは全国的には、県外ではそういうシステムというのはできているところがあるんでしょうか。

上山ダム対策監 今委員のおっしゃられました、耳川におけるダムの改造の件でございますが、これは九州電力が行っております耳川水系総合土砂管理という事業の中で、山須原ダムと西郷ダムの形態を改造いたしまして、切り下げをいたしまして、ダムの上流側に流入してくる土砂を、通砂運用と申しまして、下流に流せるような、そういった対策をしております。

全国的には、宮崎県のその耳川が先進的な取り組みというふうに聞いております。

加藤砂防課長 済みません、補足ですが、先ほどの市町村への連絡ということでございますが、土砂災害相互通報システムというようなものがございまして、これも平成17年の教訓等もあったと思いますが、そういうのも整備されて、今しております。それは別に砂防だけではなく、河川もそうですし、総務部の危機管理局なども一緒になりまして、私どもから農林振興局なり、土木事務所なり、またマスコミなりからいろんな情報が市町村に流れる、複数、1つではなく、いろんなルートから流れるというような形で今体制をとっているという状況でございます。補足でございました。

高橋委員 その深層崩壊ですけど、今から危険区域というのは明示されるということ、この5ページにあるんですけど、結局美郷町の西郷は、ここはそういう想定がされてた地域なんですかね。

加藤砂防課長 結果的には、今深層崩壊の場

所というのは、今までの過去に崩れた状況でありますとか、何百年間の地質的な関係で上昇している場所、地形的に上昇してる場所とか、いろんな角度から、土木研究所、国の研究機関が調査しております。そういう中では、大体深層を起こすような場所は過去に起こしたことがある場所が多いということで聞いておりますので、そういう意味では、これらの形で、大きかったかどうかわかりませんが、何回かこれらの地域は、こういう場所があったというふうに認識はされてるといふふうに理解しております。

高橋委員 過去の事例で、ここはおそれがあるというような捉え方をしているわけで、この5ページの に書いてあるのを見ると、今から危険区域を明示していくんだということなんですよね。

加藤砂防課長 4ページにありますのが、非常にラフな絵で恐縮でございますが、現在、このピンクのところを中心に、より細かく分けて、この中でもどこが特に危険かというような図面が、1年たちまして、平成24年の9月に一応発表されつつあります。全部ではございません。また、それが広がって行って、全国の中山間地のところでどこが危ないかというのを全国的に網羅していくような図面にしていくというようなことで、今調査なり、研究なり、また発表できるような状態に持っていきけるようにということで進められておりますので、またそういうものが整い次第、住民の方または市町村にもお伝えもしていきながら、私どもも防災部局として対応がどこまでとれるかということを考えていきたいというふうに思っております。

高橋委員 4ページの地図だったら、余りに大ざっぱ過ぎて、これじゃ私たちからすると意味がないわけで、結局どのレベルで箇所づけな

されるかがポイントだと思うんですよ。例えば先ほど言いましたように、美郷町の西郷区みたいなところが危険性の高い地域ですよとか、そういうところの明示がされるかどうかですよ。その辺はどうなんでしょうかね、難しいんでしょうね。

加藤砂防課長 どのような形で区域に指定をかけるか。例えばそこに住んではいけないみたいな区域の指定のかけ方をすると、本当にそれこそ中山間地に人は住むなという話にもなりますので、どのような形の区域指定をかけるかというのは、おっしゃるとおり、今後の課題だというふうに思っておりますが、まず、危険な場所は危険ですよということは示さないといけないというふうに思っておりますので、そういう調査を進めた後に、後というか、それと並行しながら、どういうふうにそういうところをまた周知していくか、また、どのような指定なり、御理解を住民の方にいただくかということを考えていきたいというふうに思っております。

高橋委員 より詳細にといいますか、細かい指定がされるだろうという理解をしました。

次に、9ページの今度は急傾斜対策ですよ。この荒川内の亡くなった方がいらっしゃいますが、ここが急傾斜崩壊対策事業の対象だったかどうかというやつが一つポイントだと思うんですよ。よく戸数要件があって、急傾斜でもなかなか事業にのれないというのがあって、でも、そこが極めて危険なら、そこを何か乗り越えないといけない対策とらないと、死者まで出て、ここはどうかわかりませんが、そういったところが非常に悩ましいんですよ。

だから、戸数要件は満たさないが極めて危険だということ、特例か何かはできないものか、あるいはその方に、これは居住権もあって

なかなか難しいんでしょうけど、そういう移転なんかもあり得ると思うんですよ。そういったところの対策をどこまでやれるか。

加藤砂防課長 この荒川内の場所につきましては、今御指摘がございましたが、急傾斜の危険箇所ではございませんでした。たしか人家戸数は、川を挟んだところに入れば5戸はあったことはあったんですが、裏のところが、済みません、うちの知事部局の中の話で恐縮でございますが、保安林がかかっていたということもございまして、一部若干保安林の形で腰どめ擁壁的なものはございましたが、山の上のほうから崩れてきたことがございまして、山の状況を見に家の外に出ていた方が、その崩れてきた土砂に巻き込まれて亡くなったという形で、人家自体には、若干壊れておりますが、人家が全壊したという状況ではなく、そのような形で残念ながらお一人の方が亡くなったという状況でございます。

その後、お一人の方が亡くなったということ、また、人家が一応最大数えれば5戸あるということもございまして、整備局とも調整いたしまして、急傾斜の対策をこの場所では打たせていただいたということがございます。

また、先ほど言いました人家戸数の問題等でございます。補助のできる、できないもございまして、ある程度、戸数が5戸未満でありまして、逆に市町村が対応するところに県が補助する県単事業というものもございます。また、本当に危ない、危険性が迫っているという場合には、市町村長なり、県知事等から避難勧告なりを出していただいて、そこから逃げていただいた場合に、ある程度、全額とはとても申しませんが、避難のための費用等を設けたりとか、もしくはそこに住むことは絶対あり得ないというような

危険区域をかけまして、ほかの場所に移転していただくというような法制度もございます。

高橋委員 よくわかりました。細かな対策はとろうと思えばとれるんだということのように私今理解しました。いろんな急傾斜も危険地域あって、例えば人の手が加わると、そこは事業の対象外とか、いろいろありますよね。それでもそこに危険な要素を含んでるのであれば、そこは乗り越えて何か対策をとらないかなだろうというふうに思って申しました。わかりました。

加藤砂防課長 済みません、補足、申しわけございません。基本的には自然斜面がメインでございますので、人工斜面をやれと言われると、今の急傾斜の法律では手が出せません。済みません。

高橋委員 それをわかった上で今申し上げたんですけど、例えばミカン山とか、これできませんよね。対象外ですよ。

加藤砂防課長 畑であれば一応対応が可能ではあります。

蓬原委員 過去の思い出になるんですけど、平成17年、13名亡くなったときに、私の家の近くでいところが2人、この急傾斜地崩壊対策事業が行われたところでした。基礎が打たれて、その上にさらに上乘せがされて、上がぽっかり落ちて、スプーンでえぐったみたいな感じで、すぼんとそれが家屋に乗って、即死状態だったんですけど。それはそのときで、県のほうも後、擁壁の防災対策事業やっていただいたりとか、それは非常にやっていただいたんですけども。

その隣の家がありましてね。幸いにしてその上のところだけ、犠牲になった2人のところだけがぼっこりいったんだから、偶然助かったんですよ。あれが広ければこちらもいったんでしょうけど。雨が降るたびに戦々恐々とされながら

生活されてるわけですが、今の話からして、一応この事業はされてるわけですよ。擁壁は積まれています。この方が将来的にどっかに移転しようという気持ちがあるんですよ。あるんですが、この対策事業が行われている場合は、今300万とかありますよね。これは対象になるんですか、その方は。

加藤砂防課長 個別具体的な話で、ここで、済みません、よく正確にはお答え申せないんですが、その場所に住まないという前提で、先ほど委員おっしゃられたとおり、ほかの場所に移転するときの費用の一部の補填という制度もございますので、それは、済みません、正確にお答えするために、場所をまた御紹介いただいて、対応を検討させていただきたいと思います。

蓬原委員 そうですか。言葉で言えば、急傾斜地崩壊対策事業の危険区域という指定がされて、そのための擁壁が事業がされてます。でも、結果としては、これは安全じゃなかったと。結果的にはえぐられたものがぼんと超えてきて、2人が犠牲になったわけですよ。そういう事業がされてるところの下にある家屋は移転補助対象になるのかという言葉での話なんですけど。一般論として。

加藤砂防課長 一般論とすれば、それで守られてる形になりますので、その場所も一応やったことになっておりますので、そういう意味でなかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、今、話がずれるかもしれませんが、笹子トンネルの問題も含めまして、国土交通省自体が、先ほどもお話が出ましたが、施設の老朽化という問題を抱えておりまして、砂防施設についても老朽化の対応だったり、また技術基準が20年、30年の間に変わってきております。余り昔につくったものが、本当に今の考えのもと

の落石なり、そういうような崩壊に耐え得るのかとなったときに、耐え得ないということになれば、それはまたそのような形でその場所を、法律は違うんですが、災害危険区域に指定をしていただいて、そこから移転をするという形はとれる可能性はあるというふうに思います。急傾斜の中の法律だけでの話では、済みません、ないということになります。

蓬原委員 確認です。急傾斜の指定がされて、そこにそのための対策の事業がされてる場合は、一般論としてはないということですね。対象にはならないという。それが十分防護の機能を果たすからということと理解しとっていいんですか。

加藤砂防課長 一般論で言えば、そうだといいことで結構だと思います。ただ、個別具体について、また済みません、いろいろと御議論をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

中野委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 今の蓬原委員の話聞きながら、ふっと思ったんですけど、さっきの急傾斜の話になるけど、あれ傾斜で対象にならないのあるじゃないですか。この前、私もえっと思ったんですけど、結局防護壁とかが工事がしてあって、途中なくて、また始まるんですよ。それは、傾斜がそこだけ緩やかなもんだから。こんなのは乗り越えてやっていかないと、今蓬原委員の話聞きながら、私、現場はよくわからないから余り言えない面もありますが、そういったところは今から乗り越えないといけない土木行政の課題じゃないかなと思うんですよ。たまたまそのフェンスがしてないばかりになだれ込んできて家屋にかぶせるとあると思うんで、その辺は身近に見たもんですから、意見だけ申し上げ

ておきたいと思います。

加藤砂防課長 細かい話で恐縮です。家がありましたら、そこから、家の端から斜面直行する角度をとります。そこから30度開いた範囲のところから来るものに対してまでの延長をとります。それ以上までいったときに、おっしゃるような30度の勾配がないと、そのところはあくまでもそれ以上から来ることは今までの経験上からはないので、家は守れるであろうということで、その部分はとれないということがまああることは事実でございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

有岡委員 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、先ほど資料の1ページにあります、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震化への支援ということで、これはなかなか思うように進んでないというふうに伺っておりますが、この現状をお尋ねしたいと思います。

森山建築住宅課長 建築住宅課でございます。木造住宅の耐震化の現状でしょうか。

有岡委員 いえ、耐震化への取り組みの今のそういう取り組みですね。実態調査をした上での取り組み。耐震化を進めたいという希望があるかもしれませんが、例えば高額のために耐震化がなかなか進んでないという実態を聞いているんですが。

森山建築住宅課長 木造住宅の耐震化につきましては、耐震診断と耐震改修の補助を行っておりまして、耐震診断につきましては平成17年度から行ってます。耐震診断につきましては、今500件余りが終わっておりますけども、今ありました耐震改修につきましては、昨年度から補助事業を始めたんですけども、なかなか13件ぐらいいしか補助の要望がなかったと。

それで、その反省を踏まえまして、いろいろ

マスコミを通じたりとか、あと会議とかいろいろしまして、それで市町村にもいろいろ回ってお願いしたりして、今年度はほぼ全体の市町村で耐震改修を県全体で100戸ぐらいをやりたいという要望として今上がってきております。それ進めていきたいと思えます。

有岡委員 ぜひ、なかなか予算が絡むことで、また個人負担が大きいものですから難しいでしょうが、耐震化を進めることが必要だという啓発はやるべきだと思いますし、例えば防災士の方たちでもそういったお願いをして、啓発をしていただくなり、何らかの情報提供はしておく必要があるのかなというふうに思っておりますが、その取り組みは何かこう。例えば消防団が消火器を持って行って入れかえをしてくださとかいう、そんな形をやってるような延長線上で、何か防災士の活躍できる取り組みはできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

森山建築住宅課長 いろいろ先ほども申しましたけども、住民の方、県民の方に周知をするということで、マスコミですとか、テレビ、ラジオ、新聞、実はきょうの新聞にも住宅特集があったと思いますけども、その一部で耐震化リフォームのPRもさせていただいております。

それとあと、関係団体がございますけども、建築協会ですとか、建築業協会、建築士会、事務所協会、そういったところにも事業のPRをして広めてもらおうということ。そして、建築主と事業者、建築屋さんですけども、耐震診断を先ほど五百数十戸と言いましたけども、行ったところで、まだ耐震改修まで至ってないのがほとんどですので、そういった方に事業のPRを兼ねたアンケートをとったりとか、あと事業者へのアンケートもとろうと思ってます。それに

よって、我々の気づかない問題点とかあるんじゃないかと思っております、それまた今からアンケートとるんですけども、考えています。

それで今、委員のおっしゃった防災士の方というのは、防災士だけ絞ってというのはまだ考えておりませんが、いい御提案いただきましたので、考えたいと思えます。

有岡委員 もう一点お尋ねしたかったのが、宮城県のほうに伺いまして、土木部のほうに説明をいただいたんですけども、復興まちづくり計画というのがございまして、高台移転する場合もありますし、現状のところにすると。そのときに、現状の場合は、例えば多重防御システムということで、防波堤の次に防災林ですか、を植えて、次に農地を持ってきて、次道路がくるといような、そういう減災するシステムを今検討してまちづくりを始めてるんですけども。

こういった情報を持って、例えば市町村のまちづくりの、新しいまちづくりの計画の中には、こういった取り組みが必要じゃないかというふうな提案でも、情報提供できるといいなというふうに感じたんですが、そういった市町村との連携の中で、今後のまちづくりの防災・減災対策、こういう提案をするということはいかがなものでしょうか。所管がわかりませんが。

東河川課長 津波に限ってお話を申し上げますと、法律がございまして、多重防御ということになってるかと思えます。今、市町村がそれぞれ津波防災地域づくりをやっているための推進計画というのをつくることのできるということになってまして、その中にさまざまな施策を考えていくということになるかと思えます。

この施策を展開するのに、なかなか情報等がないということもありまして、今年度の2月20日に連絡会議というものを立ち上げました。沿

岸の10の市町と、それと県の関係機関、関係部、それと国を踏まえてですね。その中で、いろんな情報等を提供をいたしたりしております。当然国のほうも入っていただいておりますので、全国的ないろいろなそういう情報もその場でいろいろお話いただいて、その中で、ある意味勉強的な形になるかと思いますが、多重防御の考え方であるとか、防災対策の考え方であるとか、そういうものは十分今後議論していきたいというふうな形で、また7月にも第2回目の連絡会をやるようとしてますので、そちらのほうでもいろいろそういう情報の提供をしてまいりたいと存じます。

有岡委員 どうぞよろしく申し上げます。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。

蓬原委員 今、東北大震災の話がありました。くしの歯作戦とって、高速道路が大きな役割を果たした。高速道路に対して、こっちにこう小さな道路があったということなんです。東九州自動車道も間もなくおかげさまで早く開通するわけですが、走ってみて、南はまだだそうですが、走ってみて、結構山の中走りますよね。ほとんど山の中です。そのときに、くしの歯の道路というのは万全かという、漠とした質問ですけども、そのあたりのところは考慮にあるのかどうか。結構県北になると、インターとインターの距離がかなり遠いようですね。そのあたりどうなんですか。くしの歯作戦が果たしてそのときに奏功するやという話。

大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

今委員がおっしゃられたように、くしの歯作戦ということで、東北の大震災のときには非常に効果があったということで、本県におきましても、例えば緊急輸送道路というのがございます。国道とか、あと県道ございまして、今県内

で68路線、1,279キロメートルを指定をしております。緊急輸送道路となっておりますけれども。

特にその中でも、例えば大きな大災害がございましたときに、九州の西側から東側にいろいろな人とか、物資の輸送をやるというようなときに、特に幹線となるような道路、例えば国道の327号とか、あと熊本のほうから五ヶ瀬を通過して、265号を通過して327号とか、あとは国道の219号とか、あとまた、それは横軸でございます。熊本のほうから西側から東側に入る、そういう幹線の国道。そして、あわせて縦軸、もちろん東九州自動車道でございますが、そのほかにも県道東郷西都線とか、そういうところを特に集中して整備をしたいということで今取り組んでおるところでございます。

今道路建設課が所管しております事業の中でも、約8割弱をそういうところの緊急輸送道路に対して投資をしているという状況でございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、以上で終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部の皆さん、大変御苦労さまです。一言御挨拶を申し上げます。

私は、特別委員会の委員長の中野でございます。

時間の都合もございますので、委員の紹介を省略させていただきます。11名が私どもの委員

であります。調査活動に御協力をよろしくお願いいたします。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、説明も答弁ももちろんですが、座ってお願いいたします。

大変申しわけありませんが、12時をめぐりに進めたいと思いますので、説明も質問もそのつもりでよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿で省略いたします。

概要説明をお願いいたします。

堀野環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております「特別委員会資料」の表紙をお開きください。開いていただいて目次をごらんください。

本日御説明させていただく事項は、新エネルギーを活用した防災対策についてほか2項目でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。

川野環境森林課長 環境森林課から、新エネルギーを活用した防災対策について御説明いたします。

「委員会資料」1ページをごらんください。まず、これまでの取り組みについてであります。

新エネルギーにつきましては、地球温暖化の防止や地域産業の振興に貢献できるエネルギーであることに加え、近年では、東日本大震災を契機に、災害時などにおける非常用電源としての活用が注目されているところであります。

このような状況を踏まえまして、にありま

すように、新エネルギービジョンを昨年度、1

年前倒しして改定し、「環境負荷が小さく、災害に強く、活力ある社会の実現」を目指して、新エネルギーのさらなる導入促進に取り組んでいくことといたしました。

また、大規模災害時に備えた災害に強い地域づくりを促進するため、にありま

すように、公共施設などへの新エネルギーの導入促進に取り組んでいるところであります。具体的には、国の補助事業であります「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、市町村役場庁舎や小学校などの公共施設などに太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するものであります。

事業の概要であります、にありま

すように、事業期間は平成24年度から28年度までの5カ年であり、にありま

すように、対象事業としましては、地域の防災拠点や災害時の避難所などとなる公共施設や民間施設であります。公共施設につきましては、補助率は10分の10であり、民間施設につきましては、補助率が3分の1または3%を上限とする利子補給となっております。

の財源ですが、国から配分を受けました9億円を環境保全基金に積み立て、5カ年間で基金を取り崩して事業を実施するものであります。

の予算額としましては、24年度は1億3,060万8,000円、25年度は3億5,172万5,000円を計上しております。

2ページをごらんください。に24年度と25年度の対象施設の内訳一覧を掲載してありますが、24年度は国富町ほか3町村の4施設、25年度は宮崎市ほか9市町と3つの県立学校13施設で、いずれも公共施設となっております。導入設備は、太陽電池と蓄電池となっております。

ます。

なお、民間施設につきましては、これまで要望が上がってきていないため、今年度も引き続き募集を行っているところであります。

次に、今後の取り組みであります。今後は、新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入に取り組むことによりまして、災害に強いエネルギーシステムの構築を図っていくこととしております。

具体的には、引き続き「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」の活用などによりまして、防災拠点となります公共施設や民間施設への導入を促進するとともに、地域内での独自のエネルギーを確保するため、新エネルギーの共同利用のシステムなどについて、家庭や事業者、団地などへの導入を促進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

神菊循環社会推進課長 続きまして、資料の3ページをお開きください。本県における災害廃棄物処理体制につきまして御説明いたします。

（1）災害廃棄物の処理計画についてであります。

災害廃棄物は基本的に一般廃棄物に区分されるため、その処理は市町村が主体的に行うこととなりますが、災害発生時における廃棄物処理には迅速な対応が不可欠であることから、事前に処理計画を策定することが重要であります。

また、国が平成10年に策定した「震災廃棄物対策指針」において、市町村は震災によって生じた廃棄物の処理計画を策定することとされております。

加えまして、東日本大震災の経験等を踏まえ、国が平成25年度中に策定する「災害廃棄物対策指針」においては、内部体制や協力支援体制、

資材及び機材の備蓄など、より具体性のある計画策定が求められているところであります。

さらに、同指針においては、県においても各市町村の処理計画の内容に関する総合調整や整合を図った計画を策定することとされる予定となっております。

なお、国が平成17年に策定した「水害廃棄物対策指針」におきましても、市町村は水害によって生じた廃棄物の処理計画を策定することとされております。

次に、（2）現状についてであります。

まず、災害廃棄物処理計画の策定状況についてでございます。地震災害による廃棄物に係る計画につきましては9市町、水害による廃棄物に係る計画については11市町において策定されているところでございます。

また、災害廃棄物の処理に際しましては、市町村相互の協力体制の構築も重要であることから、平成8年に「宮崎縣市町村防災相互応援協定」におきまして、ごみ等の処理のための装備及び施設の提供について定められておりますほか、県は広域的な災害廃棄物処理を図る観点から、一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会との間で協定を締結しており、災害廃棄物の収集、運搬、処理について、同協会に協力要請できることとされております。

次に、（3）課題についてであります。

まず、災害廃棄物処理計画未策定の市町村があることのほか、県内市町村間では災害時における廃棄物の処理等に関する協定が締結されておりますが、市町村相互の個別具体的な支援体制も重要と考えられるところであり、これが構築されていないということ。災害廃棄物の処理に係る産業廃棄物協会等の関連団体との協定を有する市町村が少ないことが上げられるという

ふうにご考慮しております。

最後に、(4) 今後の対応についてであります。

これらの課題を受け、国の「災害廃棄物処理指針」を踏まえた計画の策定、見直しを指導するとともに、県におきましても各市町村の処理計画の内容を把握した上で、県の災害廃棄物処理計画を策定してまいります。

また、災害廃棄物の処理に係る近隣市町村、廃棄物事業者団体、トラック協会、建設業協会等との個別具体的な支援体制の構築を指導してまいりたいと考えております。

なお、既に締結されている協定等につきましては、東日本大震災の経験等を踏まえて、内容を具体化し、実効性のあるものに見直してまいります。

循環社会推進課からの説明は以上であります。

佐藤自然環境課長 自然環境課でございます。

資料は5ページをお願いいたします。山地災害に対する防災・減災対策についてであります。

まず、(1) の現状についてでございます。

の山地災害の発生状況でありますけれども、本県は地形が急峻で、脆弱な地質が広く分布しておりまして、山地災害が発生しやすい状況にあり、台風等による災害が多発しているところであります。

山地災害発生状況の表をごらんください。平成16年からの山地災害の発生状況を示しております。ここ数年は大きい災害の発生はございませんが、平成16年、17年に大きい災害が発生しております。特に平成17年は台風14号によりまして、県内各地で記録的な豪雨に見舞われまして、山地災害についても260億円を超える被害額となっているところでございます。

次に、の治山事業及び保安林整備事業の実施状況であります。治山事業及び保安林整備事

業により、危険度・緊急度の高い箇所から計画的に治山施設等の整備を行っているところであります。

下の表にありますように、県予算は平成20年度以降、30億円前後で推移しておりますが、平成24年度は、国の緊急経済対策による追加補正により、約60億円と大幅な伸びとなっております。

次に、(2) の課題についてでございます。

まず、の治山事業の計画的な実施等ではありますが、治山事業を計画的に実施することにより、荒廃山地や山地災害危険地区等の災害のおそれのある箇所において、早期復旧や危険地区の解消を図る必要があります。

また、山地災害危険地区を広く県民へ周知するなど、防災意識の向上に努める必要があります。

下の表は、山地災害危険地区の箇所数と着手箇所数等を示しておりますけれども、着手率につきましては、右下にありますように、44.9%となっているところでございます。

次に、6ページをごらんください。の保安林の整備促進であります。保安林は、水源の涵養や土砂流出の防止等公益的な機能を有する重要な森林であり、また、近年海岸林についても、砂や風の害から守るなどの機能に加えまして、津波に対する被害軽減効果も期待されていることから、今後も保安林の計画的な指定を行いますとともに、機能が低下している保安林について機能回復を図る必要があります。

その下に保安林の指定状況の表を示しておりますけれども、本県の指定率は、民有林で26.8%、国有林で89.9%、全体で45.8%となっております。

次に、(3) の今後の対策でございます。

にありますように、山地災害危険地区につきましては、引き続き危険地区の実態把握に努めますとともに、必要に応じて見直しを行い、緊急度の高い箇所から計画的に治山施設等の整備を行うこととしております。

また、市町村等と連携いたしまして防災パトロールを行い、落石や崩壊の危険性の高い箇所を中心に点検を実施いたしますとともに、山地災害に備える広報活動等を行うなど、県民の防災意識の向上に努めることとしております。

また、 にありますように、保安林につきましては、水源の涵養等公益的な機能を高度に発揮させるため、保安林制度の理解の推進に向けた森林所有者や地域住民等への普及啓発を推進し、保安林の計画的な指定を促進するとともに、治山施設と一体となった保安林の適正な整備に努めていくこととしております。

下の表に保安林指定率と山地災害危険地区の着手率、これは第7次の宮崎県森林・林業長期計画において定めたものですが、目標値を示しておりますけれども、この目標の達成に向けまして、保安林の指定や治山事業の計画的実施に努めてまいりたいと考えております。

自然環境課からは以上でございます。

中野委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等があれば発言してください。ないですか。

蓬原委員 大規模災害・防災対策特別委員会ですので、今、県土整備部の説明で深層崩壊についての説明を受けました。これ見ると、山腹崩壊、地すべり崩壊、土砂流出等3つあるわけですが、この深層崩壊についての把握というのは、こちらではされてないんですか。全くこれは別物と考えていいんですか、捉え方が。

佐藤自然環境課長 この地区指定について、

深層崩壊と関連性があるのかどうかということですか。（「捉え方はどうなの」と呼ぶ者あり）基本的には、一部ダブってるところがあると思いますけれども、今までのずっと積み上げてきた経緯もありますので、それが今度の国交省の判定と完全に一致しているものではないと考えております。地域住民と区長さん等によって、ここが危ないからということを中心、そういうような情報を中心に積み上げたものだと考えております。

中野委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、終わりたいと思います。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。時間に協力いただきましてありがとうございます。

午後は1時半から再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時29分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

企業局においでいただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

今回委員長に選任されました中野でございます。よろしくお願いいたします。

時間の都合で、委員会の紹介は省略をさせていただきます。11名が委員でございます。調査活動を実施していくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、名簿をいただいておりますので、省略をさせていただきますので、概要説明をお願いいたします。企業局長、どうぞよろしく。

濱砂企業局長 企業局長の濱砂でございます。

よろしくお願いたします。

企業局におきましては、電気事業を初め3つの事業を営営しておりますけれども、いずれも膨大な施設設備を保有しまして、電力や工業用水の安定供給等の社会的な責任を負いながら事業を展開しているところでございまして、自然災害発生時におきまして、これらの責任を全うするために、日ごろから万全の体制をとっておく必要がございます。

本日は、そのような観点から、それぞれの事業ごとに過去の被災状況、それから現状の取り組み、課題等につきまして説明をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、総務課長から一括して説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

緒方総務課長 それでは、御説明をいたします。

資料の2ページをごらんください。まず、電気事業であります。

1の過去の被災状況でございますけれども、電気事業では、平成19年8月に台風5号の影響に伴う集中豪雨によりまして祝子川の水位が上昇いたしました結果、上祝子発電所内が浸水し、水車発電機等の機器が水没するという災害が発生しております。

復旧費用としましては、水車発電機の修繕や建物の排水等に約3億7,600万円を要したところでございます。

次に、2の現状の取り組みでございますが、発電所が川沿いにありますことから、地震対策のほか洪水対策にも取り組んでいるところでございます。

地震対策といたしましては、平成13年度から22年度にかけて、全発電所の耐震補強を実施

しております。

また、洪水対策といたしましては、これまで浸水のあった発電所の建物入り口に止水壁を設置しているところでございます。

さらに、さまざまな災害等に備えまして、企業局庁舎から24時間体制で全発電所を集中監視制御しているところでございます。

3の課題といたしましては、大規模災害時においても電力を安定供給するため、引き続き災害等への備えにも配慮した設備の整備等を行う必要があるものと考えております。

4の今後の対策といたしましては、各種設備等の改良・修繕を行う中で、例えば総合監視制御体制の強化とか、通信回線の複数ルート化に取り組むなど、防災・減災対策を実施することといたしております。

次に、3ページをごらんください。工業用水道事業でございます。

1の過去の被災状況でございますが、工業用水道事業では、平成17年9月に台風14号の影響に伴う集中豪雨によりまして耳川の水位が上昇し、北部管理事務所が浸水、電気室やポンプ室等の機器が水没するという災害が発生しております。

復旧費用として、電気機械設備や建屋の修繕等に約5億6,000万円を要したところでございます。

2の現状の取り組みでございますが、北部管理事務所も川沿いにございますことから、地震対策のほか洪水対策にも取り組んでいるところでございます。

まず、地震対策といたしましては、平成8年度から22年度にかけて、事務所建屋、配水池及び送配水管の耐震補強を実施しているところでございます。

また、洪水対策といたしましては、平成17年の台風災害を受けまして、主要電気機器を事務所建屋の2階に配置したところです。

さらに、さまざまな災害に備え、企業局庁舎から電気事業と同じように24時間体制で集中監視制御をしているところでございます。

3の課題といたしましては、同様に工業用水を安定供給するため、引き続き災害等への備えにも配慮した設備の整備を行う必要があるものと考えておりまして、4の今後の対策でございますが、各種設備等の改良・修繕を行う中で、防災・減災対策を実施していきたいと考えているところでございます。

次に、4ページをお開きください。地域振興事業でございます。

1の過去の被災状況でございますが、地域振興事業では、平成17年9月に台風14号の影響に伴う集中豪雨によりまして一ツ瀬川の水位が上昇しました結果、ゴルフコースが冠水するという災害が発生をしております。

復旧費用として、コースの土砂除去や護岸の復旧等に約1,300万円を要したところでございます。

2の現状の取り組みでございますが、ゴルフコースは海に近い河川敷でありますことから、地震対策のほか洪水や津波対策にも取り組んでいるところです。

地震対策といたしましては、サービスセンターについて、平成2年度に現行の建築基準法に基づき建設しておりまして、耐震性は確保されているところであります。

また、洪水対策といたしましては、大雨時には上流の河川水位を監視し、必要に応じて施設の利用制限や設備の撤収等を実施しているところです。

さらに、落雷対策として、ゴルフコース内に避難所を設置しているほか、津波や落雷等の情報を利用者により早く伝達するための緊急放送設備を整備しているところです。

このほか、津波や落雷対策といたしまして、指定管理者の対応方法を規定いたしましたマニュアル等を策定いたしまして、緊急放送設備を利用した避難誘導訓練等を実施しているところでございます。

3の課題といたしましては、今後もさまざまな災害を想定しながら、引き続き利用者の安全確保を図る必要があるものと考えております。

4の今後の対策といたしましては、災害が予想される場合には、利用者の安全確保を第一として速やかに行動できるよう、避難誘導訓練等を計画的に実施しますとともに、必要に応じてマニュアルの改善等を行っていきたいと考えております。

次に、最後に5ページでございます。その他でございますが、1の企業局庁舎関係についてであります。

企業局の庁舎は平成3年度から4年度にかけまして建設いたしまして、現行の建築基準法に基づいて建設しておりますので、耐震性を有しているところでございます。

また、停電に備えまして、非常用電源設備も設置しているところでございます。

なお、企業局庁舎は大規模災害時の一時避難所にもなっておりまして、隣接する宮崎小学校が毎年、津波発生を想定いたしました避難訓練を実施しているところでございまして、下の表にありますとおり、昨年度の実施状況は写真のとおりでございます。

次に、2の企業局BCPの策定でございます。

企業局では、電力及び工業用水を安定供給す

るなどの社会的使命がございます。それを遂行するため、大規模災害時においても必要性の高い業務を可能な限り継続して行うことができますように、いわゆる本庁版BCPと連携を図りつつ、昨年度、企業局のBCPを独自に策定しているところでございます。

この中で、企業局の非常時優先業務といたしましては、来客者等の安全確保などのほか、発電所、そしてダム等の管理を優先的に行うということを定めたところでございます。

6ページには、企業局に関する施設の位置図を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

中野委員長 以上で執行部の皆さん方の説明が終わりました。

意見等ありましたら、それぞれ発言をお願いいたします。

蓬原委員 1点だけ、3ページです。工業用水、もし、たればになるわけですけど、危機管理ですから。この工業用水がとまった場合の、これ日向地区になるんですかね、企業の受ける影響、ダメージ、いわゆる企業活動に及ぼす影響はどういうものなのか教えてください。

新穂経営企画監 受水企業によってそれぞれ水の重要性が異なります。したがって、一概には言えませんけれども、一番水が必要としていますのが製錬所でありまして、こちらは水が切れると炉が焼きついてしまうということで、きれいな水でなくても、とにかく水が欲しいというような要望がございます。

一方で、水が切れてもしばらくは影響ないとか、あるいはそれぞれ受水槽を確保していただいておりますので、その受水槽でしばらくの間は持ちこたえるというふうにはなっております。

したがって、一番水が必要な日向製錬所あたりのことを考えまして、過去にも災害等があった場合は、とにかく緊急的に川の水をそのまま送るといような応急処置で対応しているところです。

中野委員長 ほかがございませんか。

外山委員 発電所にダムがありますね。これから、今梅雨の時期ですが、台風が来たり、大雨が降るときのダムの水の調整、いっぱいためとって、大雨が降ったらあふれますからね。わからないから聞かせてほしいんですが、どういう手順でダムの調整をしておられるのか。

相葉技監 私どもの所管してるといいますか、発電所の中で、実際管理は県土整備部が行ってる多目的ダムというのがございますが、これは治水目的であるダムがございまして、こういった治水目的があるダムにつきましては、制限水位ということで、こういった、7月11日以降になりますけども、台風が来るような洪水が予想されるような期間につきましては、制限水位ということで、あらかじめ低い水位にもう自動的にするように制限がされております。それ以上にダムの水位を上げることはできません。

それ以外の期間につきましても、私どもも電気専用ダムを持っておりますけども、なるべく洪水とか、いろんな台風が来る事前といいますが、ある程度予測されますので、そういうときには事前に全力運転しまして、なるべく水位を低くして洪水を待ち受けてると、そういったことで管理をしております。

外山委員 その放水するときに、放水の量によっては下のほうに影響が出てきますよね。下流のほうにね。そういうことは、下流のほうに、きょうは放水するとか、そういう連絡体制はどんななってますか。

相葉技監 あらかじめ放流を開始いたしますときは、学校とか、役場、あと駐在所等含めまして連絡体制が確立しております。これは事前に連絡することになっております。そして、いろいろダムの放流、それがないとダムの放流が始められないというようなことになっております。

外山委員 これは年間に結構あるんですか、余りないんですか。

相葉技監 通常の大雨でも放流をすることはございますので、十数回はあるかと思っております。

外山委員 ダムが複数あるとき、これ連動してきますよね。こういうときは、どういう手順で放流されますか。

相葉技監 もともと治水ダムが優先して放流するんですけども、下流のほう、当然上流のほうのダムが放流しますと、下流のダムも放流いたしますので、事前に放流する時期を県土整備部と、仮に私どものダムが古賀根橋ダムとかありますけども、そういった場合のときは連絡をとりまして、事前に古賀根橋ダムの放流をしながら、また上流のほうのダムを放流すると。その放流する量につきましても段階的にふやしていくと。いきなりはふやせないということで、そういったことは規則で定められております。

外山委員 はい、わかりました。

中野委員長 ほかにありませんか。

井上委員 電気事業についても工業用水道事業についても、1回被災すると、その復旧のための費用というのが非常に高額になってると思うんですよ。それで、これについての、被災についての対策というのは今とられてるわけだけども、ほかのところについては、こういう大規模に被災をしないような対策というのは全部済

んでるといふふうに理解していいんですか、それともそれについては被災してみなければわからないという状態なんですか、どっち。

相葉技監 例えば2ページに書いてございますが、電気事業の場合でも、中ほどの2番の現状の取り組みのところに、浸水のあった発電所の入り口に止水壁を設置とか、そういうふうな形でやっております。ここの例えば上祝子発電所の写真でございますけども、窓のところから水がこれ入ってきたというのがございましたので、ここのところにコンクリートの擁壁をつくりまして入らないようにという措置をしておりますが、基本的には100%を防ぐような対策というのはできません。

ですから、今、これまで被害を受けたのにプラスアルファして、余裕を見まして、この止水壁もそれ以上の水位が上がっても、あらかじめ入ってこないような対策はしておりますけれども、これ以上のものがまた来たら、災害は出てくる可能性というのはあるかと思われま。

井上委員 もう一度いいですかね。これはわかるんですよ。説明していただいたのはわかるんですけど、上祝子は祝子川沿いのあれで、そういう被災した場合の止水については今対策をされておるんですけど、ほかのところは、そういう対策というのはもう十分にとられていると理解していいんですかという。

だから、綾北のほうは、もう例えば田代八重とか、綾第一発電所、第二発電所とかいろいろあるわけだけど、全部について、1回被災すると高額じゃないですか。被災すれば。だから、被災しないようにするための対策というのは十分とられているのかと。

それから、北部管理事務所が今回こういうことだったけれども、例えばこれだけではなく、

ここがメインだからあれだけど、これについては、もうこれは、これが抜本的ということなんでしょうけれども、あとはこの電気事業のところはどうなってるのか。

相葉技監 ほかの発電所につきましては、例えばこれまでのところ、どの程度まで水位が上がったというのはわかっておりますので、それにプラスアルファしまして、大体1メートル、2メートル以上の水位が上昇いたしましても、例えば建物内に水が浸入しないような対策は講じております。

井上委員 大丈夫と理解してもいいというふうなことです。だから、たまたま今回の上祝子のこれだけ、ここを対策をとれば、全体的には心配は要らないというふうに理解していいということね。

相葉技監 はい。今の委員のおっしゃるような考え方でよろしいかと思えます。

中野委員長 ほかありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、終わりたいと思えます。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時49分再開

中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総合政策部の皆さん、大変御苦労さまです。

一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野でございます。委員の紹介は省略をさせていただきます。我々11名が調査活動を実施していきますので、課題解決のために御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、名簿をいただいておりますので、省略をして結構でございますので、概要説明をよろしくお願いいたします。

土持総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策部では私立学校を所管しておりますが、大規模な災害に関しまして、私立学校は、当然のことですけれども、まず第1に子供たちの生命を守ることを最優先に考えながら、そのことを基本に万全を期す必要がございます。

また、当部は、災害の発生時にまず求められる、正確かつ迅速な情報伝達に必要な情報システム、情報ネットワークを所管しております。これは、今や行政サービスの提供に欠かすことのできない基盤となっておりますので、災害に強いシステムとすることや、仮に被災したいたしましても、早期に復旧させる体制を日ごろから整えておくことが求められております。

現在、南海トラフ巨大地震が想定されており、この被害を最小限にとどめるためにも、これらの防災対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、中野委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御支援を賜りますようによろしくお願いいたします。

それでは、今回報告させていただきます項目につきまして御説明いたします。

お手元にお配りしております「委員会資料」、恐れ入ります、表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思えます。

本日は、まず、子供たちの安全を確保するため、私立学校が取り組まなければならない防災教育と学校施設の耐震化について、2点目といたしまして、情報システム等の機能維持や早期復旧を目的といたします、この宮崎県ICT業

務継続計画についての2点につきまして概要を御説明いたします。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御願いをいたします。

菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課です。

私立学校の防災対策について説明させていただきます。「委員会資料」の1ページでございます。

最初に、1の(1)学校安全計画の策定状況についてであります。

御承知のとおり、学校保健安全法によりまして、学校には学校安全計画の策定が義務づけられております。この中で、学校管理下の事故や交通事故とともに、自然災害等についても、年間を通じた生徒に対する安全教育の実施計画や避難場所、避難経路の設定や点検など安全管理対策を定め、学校安全の推進を図ることとなっております。この学校安全計画は私立学校全校で定められております。

次に、1の(2)の防災訓練の状況についてであります。

これも全校で実施されておりました、地域の実情に応じまして地震、津波、火災等の避難訓練を、各学校、年一、二回程度実施しているということでございます。

次に、2の私立学校の耐震化の状況についてであります。

(1)の耐震化に係る規定でございますけれども、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」によりまして、学校の設置者につきましても耐震診断と耐震改修を行う努力義務が課されております。

次に、(2)の私立学校の耐震化に対する支援

施策でございますけれども、の国庫補助では、耐震補強工事を対象とする私立学校施設整備費補助金がございます、補助率は3分の1等となっております。

は、日本私立学校振興・共済事業団による融資でございます。まず、建てかえの場合、耐震性能が低い校舎等を取り壊して新たに建築する場合がございますけれども、耐震改築長期低利融資がございます、返済期間は20年、そのうち3年までは無利子、4年目以降は0.5%の利率となっております。

また、耐震補強を行う場合の耐震改修特別融資は、の国庫補助を受けた改修事業に係る事業等を対象にしております、返済期間は20年、利率は0.5%の固定というふうになっております。

(3)は私立学校の耐震化の状況でございます。

この表は、文部科学省が実施いたしました、私立高等学校の実態調査による、平成24年4月1日現在の状況でございます。調査対象は、非木造で、2階建て以上または延べ床面積200平方メートル以上の校舎、屋内運動場、寄宿舎でございます。

小中学校は全棟で13棟でございますけれども、昭和56年以前の建物3棟を含めまして、全て耐震性がございます、耐震化率が100%でございます。高等学校は全棟数131棟に対しまして、耐震性がある建物が99棟、耐震化率は75.6%となっております。

なお、これらを合計した耐震化率は77.8%となっております、全国の75.7%を若干上回っているという状況でございます。

また、この調査の結果は平成24年4月1日現在ですので、その後の状況について確認を行っ

た結果が、（４）の耐震が済んでない建物の状況でございます。

耐震化が済んでない建物は全部32棟ございますけれども、このうち の耐震診断が済んでない建物が13棟ございます。これらについては、耐震補強や建てかえ等、今後の方向性を含めて検討がなされている状況でございます。

の耐震診断を実施後、耐震化が必要とされた建物、これは32棟から13棟差し引きました残りの全19棟でございます。このうち、平成24年度中に耐震補強を行い、耐震化済みとなったものが3棟、取り壊された建物が2棟、平成25年度中に耐震補強を予定しているところは3棟ということになっています。

以上の8棟の耐震化によりまして、平成25年度末には、上の表の高等学校の耐震化率75.6%は81.6%に、小中学校合計の耐震化率77.8%は83.3%になる予定でございます。残りの11棟につきましても、取り壊し、耐震補強、建てかえ等を含めて検討していると聞いてるところでございます。

県といたしましても、今後とも早急に耐震化が進められるよう指導に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

甲斐情報政策課長 情報政策課でございます。

宮崎県ICT業務継続計画について御説明を申し上げます。「委員会資料」の2ページをお願いいたします。

まず、1の目的でございます。

ICT業務継続計画、ICT BCPとっておりますけれども、現在、情報システムは業務の執行に不可欠なものとなっておりますので、大規模な災害発生等非常時に情報システムの機能維持や早期復旧を図ることによって、県の重

要業務の継続や早期再開を図ることを目的として策定するものであります。

（２）の名称でございますが、宮崎県ICT業務継続計画といたしました。

（３）の策定期間ですが、この計画は、 の全体方針編と の対象システムごとに策定する個別システム編で全体を構成しておりまして、昨年度は全体方針編を策定いたしました。今年度は個別システム編を策定する予定としております。

次に、2の概要であります。

当計画は、危機管理局の所管する「宮崎県業務継続計画(本庁版BCP)」と言いますけれども、これに非常時優先業務として定めてあります情報通信システムの復旧という項目を具体化し、本庁版BCPを支える計画ということになっております。

まず、（１）でありますけれども、対象部局は知事部局でございます。2の対象システムは、本庁版BCPの非常時優先業務に係る2つの情報インフラ及び25の情報システムでございます。

2の内容につきましては、3ページのほうの概念図のほうを見ていただきたいと思います。この概念図は、ICT BCP全体の概要をあらわす図でありますけれども、太い実践で囲んだ部分が全体方針編ということになります。そして、右下のほうの波線で囲んだ部分、これが個別システム編でございます。

まず、実線の囲みの中の左の上、ICT非常時体制でございますけれども、これは、情報システムの復旧を行うための全庁体制でありまして、総合政策部長をトップに、そのちょっと下の丸い四角で囲んであります、情報政策課を中心としたICT BCP運営チームというものを編成いたしましたして、システム所管課あるいは事業

者と連携して復旧を図ることになります。

なお、このような全体体制をとるのは、非常時におきましては、人員あるいは機材などの復旧のための資源が非常に限定されることが考えられますので、個別に対応しておりますと、システム間で奪い合いが発生しかねませんので、資源を重要システムに集中するとともに、優先度に応じた復旧を図るためでございます。

次に、その下にICT BCPの対象となる復旧優先システムとして、2つの情報インフラ及び25の情報システムを上げておりますけれども、非常時の重要性に応じて、表の上のほうの見出しにありますように、優先度が1から3まで分けてあります。

本日は、それぞれのシステムについての説明はいたしませんけれども、例えば優先度1のところには、県庁LANなどの情報インフラ、それから県民情報発信の中心となるホームページ掲載システム、災害情報処理システムなど、6つの防災関連システムなど、最重要システムが入っております。

優先度の区分は、基本的には、本庁版BCPの非常時優先業務のグループと対応しております。

次に、復興手順でございますけれども、表の左のところに見出しがありますように、第1類から第3類までの3つの類型に区分しております。第1類型は、システムを県の庁舎内に置いてあるもの、第2類型は、システムを災害に強い民間のデータセンターに置いてあるもの、第3類型は、システムを県以外の団体で管理しているものというふうに分けてございます。全体方針では、各類型に応じて、それぞれの復旧手順を定めているところでございます。

最後に、一番下の欄をごらんいただきたいと

思います。平常時の備えでございます。平常時におきましては、耐震対策やデータバックアップ等に取り組むほか、平成23年度に3つのIT企業、具体的には、NEC、富士通、宮崎県情報産業協会と非常時のパソコン等の貸し出しとが、システムの復旧支援等を内容とした災害協定を締結しており、今後も連携を維持していくこととしております。

また、計画の実効性を確保するために、定期的な訓練を行うこととしております。

説明は以上でございます。

中野委員長 説明が終わりました。

委員の皆さん方で質問等があれば発言をしてください。

高橋委員 私立学校の防災対策で、(4)のほうで、耐震診断が済んでいない建物ということで、その下にある、全棟についての今後の方向性を、耐震診断をしないで検討中というのは、私よく意味がわからないなと思ったんですよ。耐震診断まずやるべきことだと思うんですが、何か。

菓子野文化文教・国際課長 この13棟、まだ耐震診断が済んでないということなんですけど、この各学校のほうに、私どもヒアリング等させていただいたんですけれども、耐震診断と一緒に建てかえだとか、取り壊しだとか、一緒に考えたいというようなお話を伺っております。13棟中2棟については、平成26年度までにそういったことを実施したい。そして、あとについては、なるべく早くとか、また、6棟については、建てかえですとか、移転ですとか、そういった学校全体の施設のあり方といったことも踏まえて検討をされているというふうにお伺いしております。

高橋委員 耐震診断は大事だなと思って尋ね

たんですけど、別な理由で、意見とか、そういうのがあるという意味なんですね。いずれにしても、耐震診断をやらないと、この2棟とか、6棟というのは方向性が決まってるからいいものを、今子供たちがいる校舎がどれだけの危険度があるのかなのか、その辺は急がないかん。結構かかるんでしょうが、耐震診断ですね。

もう一つ、これ申し上げておきたいのは、結構今、復興予算の使われ方が話題になったり、問題になってるみたいですけど、この私立学校、国庫補助とかあるじゃないですか。これ昔からあるやつで、今度、この復興の関係で何か厚みが加わったものとかないんですね。

菓子野文化文教・国際課長 東日本震災関係で厚みが加わったかどうかというのはデータがございませんけれども、国土交通省が耐震診断については補助制度を持っていました。これは学校に限らない施設でございますけど、1,000平米当たり200万円。これは、大きくなってくると補助率が下がってくるというやつですけども、そういったものがございます。そういったものを私立学校等にもぜひ活用していただいて、委員おっしゃるように、早急に耐震診断やっていただきたいというふうに考えております。

高橋委員 よろしくをお願いします。

中野委員長 ほかありませんか。

井上委員 今の私立学校のもですけども、県のほうというのは、特別に立ち入りとかというのは全然やっておられないんですね。電話で聞き取りとか、どうですかという程度の検査ですか。

菓子野文化文教・国際課長 基本的には、私立学校の耐震化につきましては、ここの2の（1）にございますように、建築物の耐震改修の促進に関する法律、これに基づいて耐震化が

進められているという状況でございます。この法律を所管しているのが県土整備部所管でございます。建築士等の促進のための指導といったことが行われてるというふうに考えております。

私どもも所管課といたしまして、安心・安全というためには、耐震化の推進というのが非常に大事だと思っておりますので、今後とも関係部局と連携して、こういった耐震改修等を進めていきたいというふうに考えております。

井上委員 少子化になってくると、生徒さんが集まらなかつたりするとかいろいろあると、もし何かが起きたときのことが心配なので、できるだけ支援施策を有効に、御連絡をしながら、そういう情報とかを差し上げながら、これはきちんと担当課からも、県土整備部だけでなく、意見を申し上げて、各学校にできるだけ早く整備していただけるようお願いをしいていただくといいなと思っております。お願いします。

この宮崎県のICT業務継続計画、これは非常に大変重要でありつつ、余り知識がないので残念なんですけども、これは、結局計画そのものは非常にしっかりしているというふうには思うんですけども、これというのは、全く財政的手当てというのは要らないものなんですか。

甲斐情報政策課長 予算につきましては、これは全体計画をつくって、去年は、この計画とひな形をつくって、今は各課に投げて、重要なものについて業務継続計画をつくってもらおうという段階なんですけども、ことし予算化しているのは、訓練を実はやろうと思っております。先ほど説明しました3ページの一番下に訓練をするというふうを書いてありますけれども、実は他の自治体でも訓練というのが余り実績がございませんので、今年度は、ノウハウを持って

る事業者を探して、そちらに委託をする形で400万円ほど予算化をしております。

以上でございます。

井上委員 もうだんだん学校もタブレットも持って何とかという時代になってきたので、ぜひこれはきちんとした情報政策関係は取り組んでおかないと、本当に大切だなというふうにつくづく思うんですけど、つくづく思うけども、なかなか頭にしっかり入ってこないんですけど、私なんかもよくわかってないところがあるんですけども、これ24年度はここを済ませて、25年度はここを済ませてというふうになってますが、大体この計画の完成形というところまでいくにはどのくらいかかるというふうに思われる。

甲斐情報政策課長 業務継続計画自体は25年度で一応終わろうとしております。要するに私たち今ここで対象としておりますのは、2つの情報基盤と25のシステムでありまして、この重要と思われる25のシステムについては、ことしじゅうに仕上げてくださいにねというふうをお願いをしてあります。

ただ、それ以外にも、県庁いっぱいほかにシステムがありますので、それについては、また折々助言等をしながら、各課で対応していただきたいという、そういうお話をしております。

井上委員 私もはっきりとしたあれがちょっと、何かもうちょっと教えていただきたいといえば教えていただきたいんですけど、時間見たら、別の機会でもいいですので、個別にでも教えてください。しっかりと頭に入れておかないと、この情報関係のところは、非常に防災庁舎が幾らできようと、実際はそういうところがきちんとして、ICT関係のところはしっかりと動かないと、結果何もならないんですよ、本当のこと言うと。

だから、97億かけて庁舎どうするのかという話と、もう一方では、ここがしっかりとして機能していったってリンクしていかないと、庁舎はできたけども、その機能がないということになると、実際は心臓がないのと同じようなことになるので、その心臓部分のような状況になるので、そこんところがきちんとと各部各課としっかりと連携とってやっていただけるように、また時間見て教えてください。

甲斐情報政策課長 確かにおっしゃるとおりでございます。東北の大震災の際に、特に市町村、県もなんですけど、市町村がかなりやられてしましまして、いろんな、1週間ぐらいしたら罹災証明書とか、各種証明書の発行とか、そういうのが来たらしいんですけども、なかなかそれができずに、かなり1カ月単位でおくれていったというようなことがあったということです。県も当然おっしゃるとおりちゃんと整備しなきゃいけませんし、市町村に対しても早く整備をするようにというお願いを今しておるところでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、以上で終わりたいと思います。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時14分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の皆さん、大変御苦労さまです。一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野です。よろしく願いいたします。

紹介は時間の都合でいたしません、我々11名で調査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんは、出席者名簿をいただいておりますので、省略をして結構ですが、まずは農政水産部長に御挨拶をいただきます。

緒方農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

きょうは、台風4号による災害とか、農作物の被害を大変心配しておったところなんです、台風は幸いに温帯低気圧に変わりまして、ほっとしているところでございます。ただ、梅雨前線が活発化しているということで、今後とも十分注意してまいりたいと考えております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

御案内のとおりでございますけども、農政水産部では、昭和35年に県の防災営農計画を策定して、台風等の自然災害に強い産地形成に取り組ましました。またあわせて、火山噴火に伴う降灰対策や地震・津波対策など、ソフト・ハード面にわたる自然災害対策にこれまで取り組んでまいりました。

本日は、お手元の資料、「大規模災害・防災対策特別委員会」の資料を1枚おめくりいただきまして、そこに目次をつけておりますけども、特に東日本大震災で大きな問題となりました、農業用ため池と漁港における防災・減災対策について御説明をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、それぞれ関係課長等から報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

河野農村整備課長 農村整備課です。よろしくお願いいたします。

それでは、「委員会資料」の1ページをお開き

ください。農業用ため池における防災・減災対策についてあります。

まず、1の現状と取り組みについてであります。

御案内のとおり、本県は、毎年、台風や集中豪雨に見舞われるとともに、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌に覆われるなど災害が発生しやすい条件にあり、農地・農業用施設の被災により農業への大きな被害が発生しております。

このような中、県内には699カ所の農業用ため池があり、地域防災計画に位置づけられました349カ所のうち、これまでに約5割の176カ所の整備をしてきたところでございます。

次に、2の課題・問題点についてであります。

東日本大震災では農業用ダムの決壊により人命が失われる被害が発生しており、本県でも南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、ため池の決壊による人命や家屋等への被害が危惧されております。

このため、耐震性をより考慮した計画的な整備が必要であり、また、人命を最優先とした緊急時の体制整備など、災害の影響を最小限とするためのソフト的な対策を講じる必要があります。

次に、3の今後の対策についてであります。

東日本大震災の発生を受けまして、市町村の協力も得ながら、県独自で平成23年度にため池の現状評価を行いまして、人命や家屋に被害を及ぼすおそれがあり、老朽化により決壊の危険が高い47カ所のため池を対象として、計画的に今後整備を進めることとし、中でも、特に緊急性の高い18カ所は、平成27年度までの5カ年のうちに着手するよう努めることとしました。

なお、この方針は、本年度、国庫補助事業の

震災対策農業水利施設整備事業の中で行う、県による一斉点検及び関係市町による耐震性調査の結果を踏まえ見直すこともございます。

また、決壊した場合の被害を最小限とするため、関係市町が、浸水範囲や避難経路を明示したハザードマップを作成するとともに、周辺住民への周知や緊急時の避難誘導體制などの減災対策を講じることとしております。

さらに、市町及びため池の管理者は、日常管理での異常の有無の確認や万一異常があった場合の落水やシートがけ等の緊急対策、地震発生時の緊急点検などの対策の徹底を図ることとしております。

次に、2ページをごらんください。方針での危険度ランクの考え方は、表及び表の上にありますように、被害が発生した場合の影響と老朽化による改修の緊急性から判断し、人命・公共施設・家屋に被害を及ぼすおそれがあり、かつ改修の必要性があるため池47カ所を対象とし、さらに緊急性の高いものからA B Cのランクづけを行っております。

また、ため池の調査については、震災対策農業水利施設整備事業の実施要件から、県が行う一斉点検を630カ所、関係市町が行う耐震性調査及びハザードマップの作成を109カ所で実施する予定としております。

最後に、写真のほうは、今回の方針の47カ所のため池ではございませんが、ため池の改修事例として載せております。一般的な改修としましては、風雨等によります侵食を受けた堤体の腹づけやかさ上げ、また、のり面保護工などを行い、ため池の補強を行うこととなります。

農村整備課の説明は以上でございます。

神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の資料の3ページをお願いいたします。

漁村振興課からは、漁港における防災・減災対策について御説明いたします。

まず、1の漁港整備の現状の取り組みについてでございます。

本県の漁港整備につきましては、これまで高潮・波浪などを対象に進めてまいりましたが、現在、北浦漁港など一部で防波堤・護岸などの整備を行っておりますけれども、おおむね完了しているところでございます。

また、地震などへの対策といたしまして、防災拠点漁港の北浦漁港など3漁港におきまして、緊急物資等の輸送用の耐震強化岸壁を整備してございます。

今後の漁港施設の整備につきましては、老朽化対策や地震・津波対策を重点的に進めていくこととしてございます。

次に、2の課題・問題点についてでございますが、東日本大震災では、防波堤や岸壁などの漁港施設は甚大な被害を受け、復旧に長期間を要し、地域経済や生活基盤の復興に多大な影響を及ぼしているところでございます。

一方、完全な倒壊を免れました防波堤につきましては、津波の浸水がおくれることにより避難時間が確保されたり、海水の流入が低減されることでの被害の軽減などの減災効果、また、被災後の早期復旧や台風・高潮などによります2次災害の防止など一定の機能を発揮してることとでございます。

このような中、本県でも南海トラフ巨大地震などの地震・津波対策につきまして、早期に進めていく必要がございますけれども、対策を進めるに当たりましては、まず、現状の防波堤や岸壁といった漁港施設の津波に対します安定性の検証など、機能を診断する必要がございます。しかしながら、後でちょっと述べますけれども、

レベル1、いわゆる本県のレベル1の津波の高さなどが確定していない状況にございまして、早期の確定が必要なところでございます。

また、漁港施設の地震・津波対策の推進に当たりましては、多額の費用を伴いますことから、国からの財政的な支援も必要なところでございます。

次に、3の今後の対策についてでございますが、まず、国の中央防災会議におきましては、津波のレベルと、そのレベルに応じた対策について基本的な考え方を示してございますけれども、この中で、施設計画上の津波、いわゆるレベル1と言われます東南海地震や南海地震、日向灘地震など、おおむね数十年から百数十年に一回程度発生します発生頻度の高い津波に対しましては、防御、いわゆるハード対策を基本としまして、最大クラスの津波、いわゆるレベル2と言われる南海トラフ巨大地震などでございますが、おおむね数百年から1000年に一回程度発生します最大クラスの津波に対しましては、避難、すなわちソフト対策を基本とすることとされてございます。

続きまして、4ページのほうをごらんください。(2)に漁港施設の地震・津波対策の基本的な考え方示してございますが、水産庁のほうから示されました「平成23年東日本大震災を踏まえた漁港施設の地震・津波対策の基本的な考え方」では、人命を守ることを最優先としまして、漁業活動の安定化や効率的な生産・流通拠点の確保の観点から、防災上重要な漁港などにおきまして、防波堤や岸壁の地震・津波への強化対策について重点的に対応することとされてございます。

また、最大クラスの津波に対しましては、避難を軸としましたソフト対策を中心に行うこと

とされてございます。

これらを踏まえまして、(3)でございますけれども、漁港の地震・津波対策についてでございますが、レベル1津波に対しましてはハード整備が主になります。県といたしましては、管理します23漁港のうち、下の四角囲みに示しておりますように、防災上重要な漁港並びに水産物の生産、流通上重要な漁港として位置づけられております10漁港につきまして、今後優先的に地震・津波対策に取り組んでまいります。

それぞれの津波の高さは異なるんですけども、本年度は、この10漁港のレベル1に対しまして漁港施設の安定性の検証など、施設の機能診断を行いまして、必要に応じて順次対策工事に着手していくこととしてございます。

最大クラスの津波、レベル2の津波に対しましては、ソフト対策が主となりますけれども、住民等の生命を守ることを最優先といたしまして、避難の観点から、避難ルート等の確保や避難訓練などさまざまな対策が考えられるところではございますけれども、これらの対策につきましては、ことし2月に設置されました「宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」等を通じまして、沿岸市町や関係部局とも連携を図りながら、津波防災対策を推進していくこととしてございます。

次に、5ページをごらんください。参考といたしまして、本県の漁港位置図を示してございます。

地図の右、四角囲みで延岡市14メートルなどと記載しておりますのは、沿岸市町のレベル2の最大津波高を示してございます。

また、その延岡市14メートル囲みの左側に北浦、流、防と記載してございますのは、第4種漁港の北浦漁港を示しまして、流通拠点、防

災拠点の漁港ということを示しております。ほか、島野浦漁港など、四角枠で囲んだ漁港が、これから取り組む10漁港でございます。

漁村振興課からは以上でございます。

中野委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん方、質疑があれば発言をお願いいたします。なかですか。閉じてもいいですかね。ありますか。何か言いたそうな気もするけど手が挙がらん。

蓬原委員 質問を、せっかくですから。午前中もほかであったんでしょうけど、お疲れのところ御苦労さまです。

農業用ダム、これは地域的には水利等の関係等々あるんだと思いますが、偏在してるものですか。それと、構造的に土を盛り上げた方式だから崩れやすいということがあるんでしょうね。何か地域の偏在があるかどうか。

河野農村整備課長 まず、地域の問題でございますが、先ほども申し上げましたが、地域防災計画、市町村のほうで、危険なため池等につきまして地域防災のほうに位置づけられております。その総数が349カ所、県内でございます。どうしても宮崎市周辺にため池が多いというのがございまして、そのうち中部管内だけで276カ所ということで、その多くが宮崎市のほうに集中しております。意味合い的には、どうしても宮崎市ということで、周辺にそういった人家等も多いというふうなことから、危険なため池に位置づけられてるようでございます。

あと、後半のほうの構造の問題ですが、基本的には、昔つくられたものでございますので、谷間のほうに堰きみたいに土で盛り上げて堤防をつくりまして、その内側に水をためるといったような構造になっております。

基本的には、これまで、大きな災害のときに

一部決壊するようなこともございましたが、地震等では、43年のえびの地震のときに数カ所被害を受けたというような記録は残っておりますが、最近では、特に大きな地震等で被災を受けたというような大きな被害のほうは出てないというふうに考えております。

中野委員長 ないですか。余り意見もありませんでした。私だけ1点。

ちなみに地震のことを言われましたが、47カ所のうち、えびのが入ってるんでしょうか。

河野農村整備課長 個別地区のことは申し上げられないんですが、たまたまえびののほうはこの中には含まれておりません。

中野委員長 かなり今までので壊れて、災害になれば災害箇所だけを修復して、もっと広くしてもらえれば大丈夫なのになというのがありますよね。私が議員になってからも壊れたのがあるんですが、地震じゃなかったけど。そういうところは弱かったんじゃないかなと思うけど、大丈夫だったんだということですね。

河野農村整備課長 ほとんどのものが、最近つくられたものはございません。ほとんどが江戸時代、それ以前というような感じになっております。実際上は、整備をするときに土質等の試験をしたりとか、具体的なそういった設計を行わないと、その構造がはつきりしないというところはございます。

今回、先ほどもちょっと御説明しましたが、関係市町におかれまして、耐震性能調査ということで、ボーリング調査等も行っておりまして、耐震性が保たれるかどうか、そういった検討もなされますので、そういった中で、必要が生じたものについては今後整備のほうを進めるといったことになろうかと考えております。

中野委員長 宮崎ほどではないんですが、以

外とえびのにもため池があるんですね。まだこの数に出ていないのもあるかもしれません。一応は安心しました。

外山委員 海の養殖ですよね。これは、地震、津波は事前に備えるわけにいかないですね。養殖の場合は、起こったらもう仕方ないちゅうことですかね。津波、地震に対して何か対応しておるんですか。

神田漁村振興課長 具体的に今、津波とかに対しては手は打ってございません。養殖いかが普通の気象状況に耐えられるような形の設計にはなっておりますけども、こういう津波の警報が出るような、そういうものについてはなかなか出てない。

ただ、この間の注意報で出ました、東北大震災の関連で出ましたときの被害状況というのは余りなかったと聞いておりますので、注意報程度、推論にしかならないかもしれませんが、注意報程度であれば今のところもつような構造にはなっていると。

外山委員 台風は大体来そうだとわかりますよね。このときは、養殖の現場は何か対応しておるんですか。

神田漁村振興課長 施設そのものではなくて、養殖やりますいかだの中に網を張りますけども、ああいう網が波でよれないような形、網がよれて中に入ってる魚に傷をつけないような、そういう形で、網の4隅におもしを入れてよれないような形というような形で、魚自体を傷つけないような形でやっています。

外山委員 東北の大震災のときに、いろんな養殖を場所が違ったらやっておったはずですが、断片的には映像なんかで見えるんですが、実際養殖業はどういう被害だったんですか。もう壊滅。

神田漁村振興課長 東北のほうでは、ホヤと

か、魚のほうもやっておりますけども、あと昆布とかやりましたけども、結局施設そのものが流されたということで、ほとんど壊滅的な状況だと聞いてございます。

中野委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、以上で終わります。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん、昨日に引き続きまして、まことに御苦労さんです。

一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野です。委員は11名ですが、紹介はいたしません、調査活動には御協力をよろしくお願いいたします。

では、執行部の皆さん方、紹介はもう名簿いただいておりますので結構でございます。

概要説明等をお願いいたします。

茂商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております「特別委員会資料」の目次にありますとおり、商工観光労働部の防災・減災対策の取り組みについて御説明申し上げます。

この後、商工政策課長から内容を御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

田中商工政策課長 それでは、私のほうから商工観光労働部の防災・減災対策の取り組みについて御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。現状の取り組みであります、まず(1)にありますとお

り、商工団体と連携した中小企業事業継続計画、
いわゆるBCP策定の啓発を行ってありまして、

のとおり、商工会議所連合会、商工会連合
会でセミナーや研修会を実施したほか、の
とおり、中小企業団体中央会でも今後実施する予
定にしております。

BCPは、企業等が緊急事態に遭遇した場合
に、経営資源の損害を最小限にとどめ、重要な
事業の継続と早期の復旧を可能とするための対
応策や代替手段を平常時から計画しておくもの
ですが、BCPを策定することによりまして、
リスクに備えることはもちろん、取引開拓のた
めの有利な材料になったり、信用力が増すなど、
ビジネスの発展にもつながるものでございます。

BCP策定については、危機管理局でも研修
を実施しておりますが、今後とも危機管理局や
商工団体とも連携をとりながら、中小企業のB
CP策定の啓発支援を行ってまいりたいと考
えております。

次に、2ページをお開きください。（2）の県
中小企業融資制度であります。

県融資制度につきましては、経済変動、災害
対策貸し付けやセーフティネット貸し付けなど、
災害等対策の融資メニューを用意してるとこ
でありますが、これに加えまして、大規模な自然
災害等により地域経済が大きな影響を受けた場
合に備え、80億円の緊急対策融資枠を設けるた
めの予算をあらかじめ確保しております。これ
によりまして、迅速かつ機動的に中小企業の資
金繰りを支援し、経営の安定化や雇用の維持確
保を図ることといたしております。

次に、3ページをごらんください。災害が発
生した場合の取り組みですが、商工観光労働部
におきましては、過去の経験から、下の図に示
されてるような取り組みを行うことと整理をし

ております。

まず、1の災害発生時には、初動対応の実施
としまして、経営・金融の相談窓口の設置や情
報収集、風評被害防止対策に取り組み、2の影
響拡大時には、影響状況の把握、被災地でのワ
ンストップ相談会の開催、資金繰り支援や離職
者対策など、状況に応じた迅速な対応を実施す
るとともに、国へ必要な対策を要望することと
いたしております。

また、3の復興期には、イメージ回復、イベ
ント開催、誘客対策、需要喚起策の支援など、
中小企業の経営回復、経済活動の促進につな
がる対策を実施するとともに、国の経済対策に呼
応した対策を実施していくことといたしてあり
ます。

商工観光労働部は以上でございます。

中野委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等があれば、それぞれ発言してください。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 大変乗りのいい説明をされまし
たので、ないようであります。以上で終わります。
御苦労さんでした。

暫時休憩いたします。ここで10分間、暫
時休憩を10分間の休憩といたします。

午後2時42分休憩

午後2時49分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

福祉保健部の皆さん、大変御苦労さまです。
一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野です。委員の紹介は省略をさせ
ていただきます。11名で調査活動に取り組みま
すので、御指導をよろしく願いをいたします。

執行部の皆さんの紹介は、名簿をいただいて

おりますので、省略して結構でございます。

概要説明をお願いいたします。まずは、福祉保健部長、よろしく申し上げます。

佐藤福祉保健部長 皆さん、こんにちは。福祉保健部長の佐藤でございます。

本日、福祉保健部からは、本県の災害医療体制について説明をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

長倉医療薬務課長 それでは、本県の災害医療体制について説明いたします。

「特別委員会資料」の表紙をおめくりください。恐縮ですが、あわせて2ページのA3の折り込みも開いていただきまして、そちらも参照しながらお聞きください。

まず、1の災害時の医療救護活動の概要であります。

大規模災害が発生した場合は、県の地域防災計画や災害医療活動マニュアルに沿って対応を行います。

まず、(1)の急性期ですが、災害発生からおむね72時間前後までを急性期としております。

その対応ですが、まず1つ目の丸の広域災害救急医療情報システム、イーミスと呼びますが、そのEMISによる情報発信・収集等を行います。

EMISとは、恐縮ですが、2ページの図の左下の1をごらんください。災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報を共有して、迅速かつ適切に各種情報を集約・提供するものであります。

1ページにお戻りいただいて、最初のポツにありますように、このシステムを災害モードに切りかえます。これにより、2つ目のポツの厚生労働省や他県の災害医療関係者に災害が発生したことが伝わるとともに、その下にあります

ように、県内外の災害派遣医療チーム（DMAT）へ待機要請が行われます。

DMATとは、再び2ページの下2にありますとおり、災害時に被災地に迅速に駆けつけ、医療提供体制の構築や救急医療等を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのことであります。

再び1ページにお戻りいただいて、4つ目のポツですが、県内の災害拠点病院、救急告示施設等は、被災状況をEMISに入力いたしますので、その情報を収集・発信するとともに、最後のポツにあるように、県内関係機関への連絡体制の確保を行います。

次に、2つ目の丸の県災害対策本部での対応ですが、庁内に設置された災害対策本部に、私たち医療薬務課も参画いたしまして、国や被災市町村、消防と関係機関と連携を図りながら、DMATの派遣要請の検討を行い、被害状況に応じて、県内、あるいは九州内、全国のDMATに派遣要請を行います。

また、次のポツですが、その要請と並行して、DMATの参集拠点や活動拠点を選定し、受け入れ経路等も検討します。あわせて統括DMATの方にも登庁していただきます。

統括DMATとは、恐縮ですが、2ページの右下、3をごらんください。国の研修を終了した医師で、災害時には、DMAT関係本部で医療関係責任者として活動いただくこととなります。

次に、3つ目の丸のDMATを中心とした医療救護活動についてであります。各地から参集したDMATは、それぞれの災害現場で医療情報の収集・伝達を行うとともに、次のポツにあるとおり、災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点において患者の受け入れ体制の確保

を行い、その後、災害拠点病院での診療支援や災害現場での応急救護活動等を行います。

4つ目の丸、広域医療搬送の調整ですが、被災地内の患者収容能力を超えた場合は、厚生労働省や内閣府等と連携を図りながら、空港等に広域医療搬送拠点臨時医療施設を設置し、患者の県外等への搬送を行います。

以上が急性期における対応でありまして、2ページの連携イメージ図では、図の右側にある縦の点線より左側の部分が今説明した部分になります。図の真ん中あたりの災害対策本部と、その下の災害拠点病院等に置かれるDMAT活動拠点本部を中心に、右側の消防関係機関や市町村等と、また、左側のEMISを介して、厚生労働省や他の都道府県等と連携して災害医療に対応する状況をイメージ化しております。

1ページにお戻りください。(2)の初動期から中長期以降についてですが、72時間前後から数週間、災害によっては数カ月にもわたる対応になります。

DMATの活動期間はおおむね3日間程度となっておりまして、その活動はさまざまな医療救護班へ引き継がれることとなります。

まず、最初のポツですが、災害拠点病院等の患者の収容状況や避難所、広域医療搬送拠点の活動状況等の各種情報を整理した上でDMATの撤収を行い、日赤や医師会等の医療救護班へ引き継ぐこととなります。その際、状況に応じて、県内や九州内、全国の医療救護班に派遣要請を行うとともに、配置調整を継続して実施します。このような医療救護活動は、被災地内の医療提供機能がおおむね回復するまで行われることとなります。

これを2ページのイメージ図で言いますと、右側の3分の1の部分になります。DMATと

いう言葉が抜けたので、基本的な構造は変わっておりません。

3ページをお開きください。2の災害医療関係機関等の状況についてであります。

まず、(1)の災害拠点病院ですが、下の表にあるとおり、11病院を指定しております。県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院には、県立宮崎病院と宮崎大学医学部附属病院を指定しております。各二次医療圏ごとに設置する地域災害拠点病院につきましては、県立延岡病院以下の9病院を指定しており、表の下の米印にあるように、ここで被災地の重症傷病者や域外からのDMAT等の受け入れ、受け入れ患者等の広域搬送への対応、地域医療機関への応急用資機材の貸し出し等を行うとともに、他地域の災害時には、DMATの派遣の役割も担うこととなります。

次に、(2)災害派遣医療チーム(DMAT)についてであります。

まず、最初の丸、DMATの編成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を標準として構成し、厚生労働省が実施するDMAT養成研修を受講した者が所属します。また、具体的な編成は、DMATの派遣の協力を申し出たDMAT指定医療機関が行います。

次の丸、DMATの活動は、そこにありますように、先ほど急性期の活動で説明したとおりでございます。

4ページをお開きください。現在、県内にDMATは表のとおり8病院12チームあります。米印に書いてあるとおり、本年度中に、済生会日向病院、宮崎市郡医師会病院、小林市立病院が新たにDMAT研修を受講する予定となっております。

また、先ほど説明いたしました、大規模災

害時には、DMATのほか、日本赤十字社や医師会等においても医療救護班が編成されます。

次に、(3)の災害医療コーディネーターについてであります。

これは、災害時に、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、DMATや行政などと連携し、医療救護活動全般に係るコーディネートを行う人材で、災害拠点病院等の医師を中心に、委嘱を行う方向で、現在、人選等の検討を進めているところであります。

この災害医療コーディネーターにつきまして、国の制度ではありませんが、宮城県において委嘱していたことから、さきの東日本大震災の際、医療活動が効果的、効率的に機能したことから、本県でも取り入れる方向で検討しているところであります。

最後に、3の課題と取り組みについてであります。

まず、(1)の災害拠点病院ですが、南海トラフ等大規模地震や津波等に備えた災害拠点病院等の機能強化を図る必要があるため、引き続き自家発電装置の移設、災害用備蓄物質の充実等を支援してまいりたいと考えております。

また、(2)のEMISにつきましては、実際に大災害が起きた場合に、病院等が確実かつ迅速に必要な情報を入力し、共有する必要があるため、国や県、市町村の防災訓練等、さまざまな機会を通じて、入力訓練等を実施する必要があると考えております。

(3)のDMATにつきましては、災害拠点病院に1チーム、救命救急センターに複数チームを整備することが望ましいとされているため、今後とも、厚生労働省が実施するDMAT養成研修受講のための派遣支援を行うとともに、DMAT活動に必要な衛星電話や医療機器等資材

の整備を支援することとしております。

また、(4)の関係機関との連携であります。これが一番大事なところでありまして、大規模災害時には、市町村、消防、警察、DMAT等さまざまな関係機関と迅速かつ効果的な活動を行う必要があるため、国、九州ブロック、県、市町村等さまざまな機関が実施する防災訓練等に積極的に参加することにより、災害医療従事者の医療技術の習得・向上と、各災害医療関係機関相互の連携強化を図ることとしております。

災害時における医療提供体制の整備は、県民の安全・安心の確保にとりまして極めて重要な課題でありますので、今後とも、市町村、災害拠点病院、医師会と関係機関と十分連携を図ることによって、常日ごろから顔の見える関係を築き、いざ災害が起きたときにスムーズに対応ができるよう体制整備を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

中野委員長 説明が終わりました。

質疑等あれば出していただきたいと思っております。

宮原委員 大災害が仮に発生した場合に、多くの重症者が出たという状況が想定をして、災害拠点病院がこうやって指定はされてるんですが、災害拠点病院にも当然ながらベッドは全て埋まっているという状況になって、そういう状況でいっぱい重症者が出た場合、入院されてる方が、そこまで病院の中になくても、外に出せられる状況がある人もいらっしゃると思うんですよ。だから、そういうような非常にたくさんの方が治療を必要とした場合に、こういった災害拠点病院に入院されてる方というのは、一時的には出すようなことというのはできるんですかね。

長倉医療薬務課長 先ほど説明申しました災

害コーディネーターというのが、実はそういった役割にあります。DMATも含めまして、この災害医療で一番大事なことは、医療の提供そのものもありますけれども、その医療を提供するための体制を構築するというのが一番大事でございます。その災害拠点病院の入院患者、軽症患者でありますとかというのを退院してほかの病院に移っていただいて、そこで治療したほうがいいということでしたら、そういう体制を院長とその災害コーディネーターが話し合っ、そして消防と共同しながら他の医療機関に送るという、そういった調整も災害医療コーディネーターが県のほうに置かれた本部と協議をしながら進めることとなります。実際そういうことも東北ではあったように伺っております。

宮原委員 災害コーディネーターという方が、大事なことだと思うんですよ。入院されてる方は、私が出されちゃ困るというふうに思うんだらうと思いますけど、そういう状況ということになると、病院側、先生方は治療をやらないかんというふうに思うでしょうし、と言いながら、ベッドが全部埋まってる、いろんな医療機材をこちらにも使わないかんけど、こちらには生命に危機が及んでないということであれば、一時的にそういう状況をうまく回すことのほうがいいのかというふうに思いましたので、それを担うのがこのコーディネーターということなんですね。わかりました。

以上です。

中野委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 最後で、ここが一番重要ですよということで、関係機関との連携を御説明いただきましたが、どうしても宮崎県は常備消防がまだ不十分なわけで、西臼杵が今度整備されますけど、入郷と西米良ですか。ここら辺を、だか

ら、どういうふうにイメージしたらいいかな。特に急性期ですよ。72時間が対応がなかなか厳しいんじゃないかと思うんですよ。西米良なんかは、隣の湯前と連携をしてるような話も聞くんですよ、あそこ救急車が20分らしいからですよ。だから、そういう意味では、常備消防をしっかり整備しないと、宮崎県的には救えない部分があるかなと思って聞いてみました。

長倉医療薬務課長 消防整備そのものが危機管理局のほうのお話でございますが、先ほどのこの2ページの絵をごらんいただけますでしょうか。先ほど申し上げました、点線の左側に緊急消防援助隊宮崎県消防応援活動調整本部というのと、下のほうに緊急消防援助隊指揮支援本部と書いてありますけれども、真ん中あたりのちょうど縦の点線の左側ですね。ここは、実は大規模災害の場合は、全国から消防も集まってまいります。寄せ集め部隊の消防になりますので、県のほうには、こういった活動調整本部が置かれる。そして、災害により近い現場に各県から来た消防隊をうまくコーディネートして活動していただくために、こういう緊急消防援助隊指揮支援本部が置かれることとなります。

ですから、非常備のところ、そういった形が簡単に、即応体制が難しいところは、当然県内からも集まりますし、そして県外からも集まるといふふうに体制上はなっております。

高橋委員 初動、そこんところで機動性、そして地理的な部分の、例えば夜間とか、そういうところにいきなり派遣されても、それはなかなか目的地に行き着きにくいと思うんですよ。ヘリが飛べればいいけど、夜とかだめだし、雨天はだめだし。今説明されたことはよくわかるんですけど、初動のところ、この急性期は、危機管理局のとなるけど、常備消防は急がなあ

かなという思いであります。だから、お互いに言っていきましょうよね、常備消防急ぎましょって。うちが言わなあかんやろうな、この特別委員会のまとめで。

松村委員 西都児湯のことですけども、これ平成9年に地域災害拠点病院に指定された10病院の一つでございますけど、最近お医者さんがいなくなったりとかなんかで、診療科目も減ったということで、西都児湯医療センターというのは、まだそのまま指定されてるんですかね。

長倉医療薬務課長 西都児湯医療センターは、委員おっしゃいましたとおり、お医者さんがやめられまして、現在、常勤が2名の体制でやってらっしゃいます。ただ、災害拠点病院は、当然それぞれ医者の変動等がありましても、県の指定というのは特別外すということはしておりません。

ただ、一定の医療機能は持っていただく必要がございますので、私どもとしては、今地元というか、医療機関や西都市のほうで後任の医師の確保に動いてらっしゃいますので、その状況を見守っているところでございます。

松村委員 そうですよ。施設はあっても、中が機能がないという思いで、西都児湯地区としても非常に心配しておりますので、またよろしく願い申し上げます。

それともう一つなんですけども、この体制づくりというのは、今できたわけじゃなくて、もう既に大きな災害、例えば阪神大震災から、あの辺あたりからもう課題となって、DMATできてるんでしょうけど、東北、今度の大地震で、多分これと同じような組織ももともとあったと思うんですけども、特にこの72時間までの急性期の体制の中で、何か課題があったなとか、非常にうまくこれ機能したとかいう、いろんな勉

強会ではいろんな情報があると思うんですけども、この72時間の中で、この体制の中での課題とか、そういうのないんですか、この間の東北震災の中で。かなり広域ですし、かなり強烈ですし、たくさん亡くなってますし。

長倉医療薬務課長 委員おっしゃいましたように、このDMATを中心とした医療活動は、阪神・淡路大震災ですか、あの後に整備されてまいりました。その後、大きな大災害というのは、この前の東日本だったわけですがけれども。

このEMIS、反省点の一つとしては、EMISを実は宮城県がまだ導入してなかったというのがありました。それと、ほかの県も、災害が時間がたちますとなかなか、喉元過ぎればというのがございますけれども、当初入力がなかなかされなくて、状況がなかなかわからなかったというのがございました。

それともう一つ、ただ、一応このDMATは、基本的には、それぞれ単独でも活動するという自立性を基本としておりますので、災害の時点では、皆さんかなりの数の方々が要請に応じて出動いたしました。そういう意味では、DMATは機能したのかと考えております。

ただ、もう一つ、先ほどちょっと申し上げましたけど、災害コーディネーター、これは宮城県のほうが独自に、災害拠点病院でのお医者さんを委嘱してた。特段何か訓練をしたとか、そういうわけじゃなかったんですけども、災害医療に詳しいお医者さんを委嘱していたところで、実はその肩書きを持ってた人がいらしたおかげで、その災害拠点病院を中心とした医療提供体制がうまくこうしてきた。

というのは、例えば救護所を設けますにしる、例えば患者を広域で搬送するにしる、いろんな機関との調整が必要なんですけれども、そのと

きに災害拠点病院の人が県の災害コーディネーターを持ってたということで、現場レベルでもかなり調整がうまくいったという話は伺っております。ですから、私どもこの災害コーディネーターを入れようということで今進めてるところでございます。

松村委員 被害は宮城県が非常に多かったと思うんですけどね、亡くなった方の。もう一つ、福島県というのは、報告によると、県の対策本部が設置できなくて、隣の自治会館に設置本部をつくった。対策本部の中に医療本部機能も一緒に入るわけで、72時間の中で多分医療対策本部の立ち上がりも遅かったんじゃないかと思うんですけど、福島県のこの急性期の体制に対しては、何か問題あったかという情報とかあるんですか。

長倉医療薬務課長 福島県の特に区切った話では私存じ上げておりませんが、先ほども申し上げましたけど、この災害医療体制は基本的に重層的にできてます。というのは、例えば宮崎県が仮に南海トラフで県庁が機能を失った場合には、その医療に関しての機能の代行みたいな、本部の機能の代行みたいな、厚生労働省のDMAT、厚生労働省とDMAT事務局でございますけれども、こういったようなところが広域調整をして送り込んで、そしてほかの県から例えば統括DMATみたいな人を送り込んで、現地のある場所に医療対策本部を設けるというようなことをするようにあります。

ですので、市町村が機能すれば県が出ていきますし、県が機能しなければ国が出ていく、そして他の近県のそういった人材がまた集まってやるというような形になっております。

福島県のことよく存じ上げませんが、福島県が最初機能しなければ、国のほうでそう

いった機能を果たされたのではないかなと想像いたします。

中野委員長 ほかにありませんか。

外山委員 この災害、大災害、いろいろありますが、起こったときに、患者さんが多い場合、とりあえずは拠点病院に入ってもらおうと思うんですよね。この拠点病院のベッドが満杯になった場合、そこにおる人を出す出さんは別として、満杯になったときは、次はどういう手を打つことになるんですか。

長倉医療薬務課長 まず、災害拠点病院に、普通は医療法の関係でベッドは限られてるわけですけど、この災害時におきましては、簡易ベッドなり何なり入れて、実際は床に寝かしてでも治療をするというようなことをやっても別に特段違法ではございません。

ただ、それは望ましい状況じゃございませんので、搬送体制が整えれば、後方支援病院ということで、例えば日向地域が壊滅的な被害を受けたとすれば、受けてない後方のほうに、まずは県内のほうの受け手を探して広域搬送をする。それで、それでもとても間に合わないということになれば、例えば新田原基地のところで、例えばここに書いていますように、広域医療搬送拠点と書いてますけど、そこに緊急の医療施設を設けまして、そこで簡易な治療をしながら県外に飛行機で運ぶというような措置をとります。その県外の医療機関の収容とか、調整につきましては国のほうで行っていただくことになっております。

外山委員 例えば宮崎市の場合、拠点病院がいっぱいになった。その次は、私が素人というか、常識的に考えるのは、市内の病院でベッドがあるところを、そこに全部収容するということになるのかなと思ったんですが、そうじゃな

いんですか。

長倉医療薬務課長 災害の規模なり何なりで、多分運ぶ先は変わってくると思います。災害拠点病院にまず受けられるか受けられないか、ある程度オーバーしても受けられるかどうかという。その次、今度は、医療資源ある程度集中する必要がございますので、その圏域内の被災していない病院に運べるかどうか。そして、その次に、それで運べなかった場合に、また圏域内にほかの医療施設で対応できるかどうか。そういった医療情報をこのEMISで把握しながら、キャパシティーを常に見ながら、運ぶ先を臨機応変に決めていくという作業になると思います。

外山委員 ということは、平常時に、いざというときに運ぶ病院もチェックして、そのときにベッドがあるかどうかは別として、このEMISか、そこに全部登録しておくということですね。

長倉医療薬務課長 EMISのほうで入力しますと、被災したか被災していないかというものと、一つと、被災地外のところではどれだけ受け入れられるかという入力を入れることになってます。ですので、それを見ながら搬送先を臨機応変に選んでいくという形になります。

外山委員 その際、司令塔がないと混乱すると思うんですね。だから、どこで、誰が総合的な指示、指令をしていくことになるんですか。

長倉医療薬務課長 この2ページの図をごらんいただけますでしょうか。一番典型的なパターンで申し上げますと、この図のちょうど真ん中にあります宮崎県災害対策本部というところがございまして、そこに宮崎県DMAT調整本部というのがありまして、ここに統と書いてると思います。これが統括DMATなわけですがけれども、県内の搬送でしたら、このあたりでE

MISの情報を調整しまして、その統括DMATと私どもが協議しながら搬送先、行き先を決めることになると思います。

県外まで運ばなければ足りないということでしたら、この左下に広域医療搬送拠点というのを県は設けまして、そしてこの上でございます、一番左上でございます厚生労働省とDMAT事務局とございますが、このあたりで全国調整をしていただくことになると思います。

外山委員 ということは、県庁に災害対策本部を設置したら、そこの中で総合的な判断して指示を出すということになるんですか。

長倉医療薬務課長 県レベルの大きな災害だった場合は、基本的にはそうなります。例えば圏域内である程度片づくという話でしたら、この下の災害拠点病院等に置かれてますDMAT活動拠点本部の中でやるというような、大きさに応じて、災害の規模に応じて対応が少しずつ変わってくる。

ただ、もちろんその情報集約とかは私どものほうで、例えば地域ものでも、私どものDMAT調整本部のほうで情報は共有しながら、遺漏がないようには連携しながらやっていくとでございます。

外山委員 ちょっと前のことですが、神戸の大震災は相当な被害者というか、けがした人出たと思うんですが、あのときのこういう対応はどうだったんですか。

長倉医療薬務課長 このDMATが組織されたのが、実は阪神・淡路大震災のときの反省がありまして、昔から医療救護班というのはあったわけですがけれども、阪神・淡路大震災のときには、大規模に建物が崩れて、圧死というか、潰されたりとか、その後、急に引っ張り出したら体調壊して死んでしまうという、いろんなそ

れまで想定しなかったような患者さんが出てきた。それに即応できなかったということで、このD M A Tの体制がつくられたということになってます。そういう意味では、こういう体制はまだ構築はされていなかったということになります。

外山委員 ですから、聞きたいのは、そのときに患者さんの収容に関して混乱があったのかなかったのか、スムーズにいったのかどうか。

長倉医療薬務課長 搬送先についての収容については混乱があったということで、その反省でこのE M I Sが導入されたということでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

井上委員 先ほど情報政策課のほうからI C T B C Pの説明があったんですけど、これは、よくわからないので聞くんですが、連携というか、関連というか、それはどうなってますか。

長倉医療薬務課長 このE M I Sにつきましては、国の持っているシステムに私どもが参加してるという形ですので、国が定めたE M I SのほうのI C T B C P要領に従って対応していくということになると思います。

ただ、E M I Sにつながる手前の医療ナビというのは私ども持ってますけど、その医療ナビとE M I Sが連携してるわけです。医療ナビのほうは県のシステムですけど、そちらについては、私どものほうが災害時にも動くための体制は整えなければならないということになっております。

井上委員 最後のほうがよくわからなかったんですけど、このI C T B C Pの中に、県が持っているのというのは、このI C T B C Pの中には入ってるということですか。一応説明受けた中では、医薬品等F D審査システムだとか、そ

れとか準看護師の免許システムだとか、健康増進課の特定疾患情報管理システムだとか、そういうのはリンクされたり、県立看護大のそういうものやら、いろんなもの、ほかのものも電算システムとか含めてリンクされてるけれど、この医療の関係のことというのは、このI C T B C Pとは全く関係ないというふうに理解したほうがいいんですか。

長倉医療薬務課長 実は私、3月まで情報政策課長してたんですけども、県の定めるI C T B C P、今情報政策課が定めてるのは、県全体のI C T B C Pのあり方みたいなのを定めた形になってます。

ここのシステムにつきましては、本年度、県のI C T B C Pを参考にしながら、情報政策課が作りしました、そのひな形もつくっておりますので、それに応じて、それぞれのシステムはI C T B C Pを定めることになってます。ですので、この医療ナビなり、先ほど申し上げました医薬品、それが県のシステムかどうか存じ上げないんですけども、各課が持っているシステムを今年度中に個別のI C T B C Pをつくることになります。

井上委員 それじゃ個別システムのところで確立、B C Pつくっていくということですね。わかりました。

外山委員 E M I Sのプログラムはもうできて、県のシステムの中に組み込んであるんですか。

長倉医療薬務課長 E M I Sは、国が持っている全国をつないだネットワークでございます。それで、私どもは医療ナビという自分ところのソフトというか、システムをそのE M I Sにつないだという形でございます。ですので、つないで、E M I Sが使える形になりました。

外山委員 ということは、県内で患者さんをどこに搬送しようというときは、このEMISを使ってコントロールできるということですか。

長倉医療薬務課長 御指摘のとおりでございます。

外山委員 それじゃ、これはもう今でき上がってるんですか。

長倉医療薬務課長 もう既に稼働して動かししています。

中野委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 医薬品、説明の中に出てこなかったものだから、医薬品の備蓄が3月でしたっけ、3,000人ぐらいたしかあったような説明受けるんですけど、こんなの大事なことですよね。こういう、ここの整理はどうされてるか。

肥田木医療薬務課薬務対策室長 医薬品の備蓄については、県内3カ所、延岡、宮崎、都城各1,000人分ずつ備蓄しておりまして、それは医療救護所が立ち上がったら、備蓄してる医薬品を提供するという検討するということになってます。

高橋委員 だから、それこそ宮崎県は、先ほども言いましたけども、山間部があったりするわけだから、そこら辺の移送、そういったところがしっかり整ってないと、さっきから言うけど、急性期しっかり対応できないと思うんですよ。そこをしっかりとやっていただくことで。了解しました。

中野委員長 ほかにありませんか。

有岡委員 2点ほど初歩的なことをお尋ねしますが、まず統括DMAT、これは現在、何名ぐらい県内に研修受けられたドクターがいらっしゃるのか。

長倉医療薬務課長 統括DMATは現在5名、県内のほうにそういう資格というか、肩書き持つ

た方がいらっしゃいます。

有岡委員 今後の12の拠点に必要であると考えたと、まだまだ必要になってくるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

長倉医療薬務課長 統括DMATの研修もございますので、それについては、県内の災害拠点病院なり、大学病院なりの方に今後も受けていただくようお願いしていくつもりでございます。

有岡委員 それともう一点、初歩的なことですが、そこの救急で運ばれてきて、不幸にも亡くなるという方が、それこそかなりの数が想定されるんですね。そうしますと、宮城あたりの実態見ますと、安置所の体制とか、その方の身の引き受けの問題とか、いろんな煩雑な業務がふえてくると思うんですけど、そういったことまで想定して、今例えばどこに安置所を置こうとか、市町村とそういった打ち合わせまでできるものなのかを、初歩的な質問で。

長倉医療薬務課長 医療機関におきましても、実際死者の方が、安置所がなくなって困ったという事態が東北でもあったようでございます。現在、その安置所を市役所なり何なりが定めるかというのは存じ上げませんけれども、実はそういった医療機関がずっと継続していくために、医療の継続していくために、先ほど申し上げましたように、医療提供体制を確保するのがDMATなり、統括DMATなり、コーディネーターの仕事ということからしますと、実際東北でも、そういった方々が行政と協議しながら、遺体の移送であるとかいうようなことをされたというふうに伺っております。

ですので、今後私どももいろいろ市町村なり何なりとお話をしていく機会がございますので、そういった点についても今後また協議してまい

りたいと考えております。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、以上で終わります。大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時27分休憩

午後 3時29分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

病院局の皆さんにおいでいただきました。

一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野でございます。よろしく願いいたします。

委員の紹介は省略をさせていただきます。メンバーは11名であります。皆さん方にいろいろと御協力をいただきまして調査を活動してまいりたいと思います。

では、執行部の皆さんの御紹介につきまして、名簿をいただいておりますから、省略をさせていただきます。病院局長の御挨拶をいただきたいと思っております。座ったままで結構であります。

渡邊病院局長 お疲れさまでございます。病院局長の渡邊でございます。どうかよろしくお願いいたします。

今日は、病院局からは、県立病院における防災対応状況について御説明させていただきます。

私の話は中身と重複しますので、早速次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

桑山病院局次長 それでは、私のほうから、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思

います。県立病院における防災対応状況についてでございます。

最初に、1に県立病院の立地、建物の状況を表にしておりますが、まず最初の標高につきましては、日南病院が10メートルとなっております。比較的高台に位置しております。

その次に、海、川までの距離を記載しておりますが、3病院とも沿岸部にありまして、特に宮崎、延岡病院につきましては、それぞれ括弧書きの河川、大きな河川に近く位置している状況がございます。

それから、建物を記載しております。建物の竣工の欄ごらんいただきますと、県立宮崎病院が一番古く、昭和58年11月の竣工となっております。いずれの病院も、耐震の欄にございますように、建築基準法の新耐震基準に基づいた耐震構造となっております。

次に、2の大災害による被害予想でございます。

まず、(1)の地震につきましては、3県立病院とも、内閣府の南海トラフ巨大地震想定規模の震度6強から7の地震では、大規模な建物の損壊は想定されないと考えております。

ただ、米印にありますように、倒壊は免れましても破損はいたしますため、その後の余震等で災害医療活動に支障を来すことが想定されますので、2次災害防止のためには、特に強度が求められるものというふうに考えております。

そうしたことから、先般、ことしの3月に竣工いたしました県立延岡病院の救命救急センターにおきましては、耐震強度に余裕のある、そういった耐震性能を持たせたところでございます。

次に、(2)の津波でありますけれども、3県立病院とも被害は想定されないと考えております。

すが、米印にあります、4大地震の連動、宮崎大学の原田教授の予想によるものでございますが、その津波が発生した場合には、宮崎、延岡病院は浸水被害が想定されるとのことでございます。

それから、(3)の洪水につきましては、各市の洪水ハザードマップによりますと、宮崎、延岡2病院において浸水が予想されておるところでございます。建物につきましては、構造がしっかりした鉄骨鉄筋コンクリートづくりのため、耐浪性という、津波や洪水で倒壊しない性能、そういったものは有しておりますけれども、(3)の洪水の下の表の中の下半分の洪水のところではありますが、洪水が起きますと、宮崎、延岡病院とも地下1階が水没、それから1階が浸水と、一、二メートルの浸水をしまして、そこにあります電気室でありますとか、救命救急部門、それから外来部門などに浸水の被害が予想されるところでございます。

このように、各県立病院におきましては、大規模災害によります被害が想定されますことから、現在、その対応につきまして整備、あるいは検討、あるいは整備を行っているところでございます。

その具体的な内容につきましては、折り込みのA3にまとめておりますので、そちらの表をごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、一番左に防災にかかわる施設整備についての項目、それから中ほどに各病院における状況、それから右のほうに取り組み状況でありますとか、課題という形で整理をしております。

最初に、一番左ごらんいただきますと、ライフラインの確保状況でございます。

まず、電気の関係であります、各病院とも

受変電設備が地下1階にありますことから、浸水した場合にはショートして被災しますので、その次の欄の非常用発電機設備という欄がありますが、での対応が必要となります。宮崎と、それから1つ飛んで日南病院の欄をごらんいただきますと、地下1階に非常用発電機設備が従来からございました。これでは浸水のおそれがございますので、平成24年度に、それぞれ3階屋上、あるいは6階屋上に新たな非常用の設備を増設したところでございます。

それから、延岡病院につきましては、従来から大瀬川の氾濫を想定しまして、8階に非常用の発電機を設置しておりました。ただ、津波のような短時間での浸水が起きた場合への対応が十分とは言えない状況にありましたので、配線の改修を行ったところであります。

なお、括弧書きで新救命救急センターと書いてありますが、先般竣工しましたこのセンターにおきましては、専用の非常用発電機を設けまして、本館とは別に対応が可能となっておりますところでございます。

それから、燃料の確保という項目が左のほうでございます。これにつきましては、それぞれ7日程度、あるいは3日から8日、それから8日程度というような燃料が確保しておりますが、それぞれ、右のほうにありますが、共通というふうに書いております、一番右の欄でございますが、地下のオイルタンクを水密型、水につかっても中に水が入り込まない構造にいたしまして、浸水しても使えるような形にして、機能が維持できるようにしているところでございます。

次に、水道関係でございますが、備蓄水槽は、災害に備えまして、容量を増加しまして、3日分の容量を持っておりますが、これは通常の入院患者の分を想定したものでございまして、大

規模災害時に大量の患者を受け入れた際には不足することが見込まれます。

また、水道施設が被災いたしますと、その復旧に時間を要しまして、医療用に大量の水が必要となるため、水不足の深刻化が懸念されるところであります。

そこで、一番右の欄、25年度以降の対策と書いてありますが、水道の多重化、災害時の独自水源確保のために、新たに井戸を掘りまして、必要な水を確保できる、地下水浄化システムの設置を検討していく予定にしております。

次に、ガスの項目であります。災害時には、外部からのガス供給が途絶えたり、あるいは主要な機械が地下に配置されておりますため、浸水被害でボイラー、空調機器が動かなくなることが想定されますが、その場合、右側の課題にありますように、宮崎、延岡病院ではガスを燃料として使います、滅菌、空調、厨房設備等の機器が停止することとなりますため、今後対応を検討していく必要があるという状況でございます。

次に、大きな項目の2つ目の災害備蓄の状況でございます。

まず、備蓄品、下のほうの欄にありますように、各病院とも、飲料水・食料でありますとか、医薬品でありますとか、おおむね3日分を備蓄しておりますして、また、テントや簡易ベッド等も必要数の備蓄を行っておりますけれども、上に書いてあります備蓄場所につきましては、1階であるとか、あるいは1階及び2階といった状況になっております。

このため、右側の課題にありますように、浸水時には、宮崎、延岡病院、浸水が予想されておりますが、医薬品、診療材料等について浸水でつかれる可能性がありますため、備蓄場所を上

の階へ移転する等の対応が必要であるというふうに考えております。

それから、その下の課題の欄にありますように、南海トラフ地震のような大規模な災害が起きた場合には、行政による支援が行き届かないような場合、物資の供給が滞ることが、先般の内閣府の出しました、南海トラフの最終報告でも上げられております。

そうした中で、大規模災害時に大量の患者を受けるということになりまして、一定の期間、自活を必要とするというふうになると思っておりますので、25年度以降の対策の欄にありますように、1週間分以上の備蓄も今後検討していく必要があるというふうに考えております。

それから次に、3つ目の大きな項目の災害拠点病院としての整備状況であります。

まず、指定状況という欄がございますが、宮崎は基幹と書いております。延岡、日南は地域ですが、それぞれ災害拠点病院に指定されております。災害時における救急患者の受け入れや地域の医療機関への支援等を行うことが、その役割として求められております。

その次の欄の救急施設という欄がございますが、これは、災害時に中核となって機能する施設となるわけでありまして、真ん中の延岡病院につきましては、新センターと括弧書きしておりますが、右側の欄の平成24年度までの取り組みにありますように、昨年度、ヘリポートを備えたセンターが整備され、広さも約1,800平米と大幅に拡充されたところでありまして。

一方、宮崎病院につきましては、1階で、400平米という狭さでございます。昭和58年に整備されたものでありますが、老朽化が進みますとともに、面積も狭く、医療機械の増加等もありまして狭隘化しております。

また、課題の欄にございます、右側の端の課題の欄の宮崎病院のところですが、浸水被害による診療機能低下で救急患者の受け入れが困難となることも想定されることであり、救命救急センターの上階への移転や面積の拡充などについて検討する必要があるというふうに考えております。

それから、救急施設の中に1つ欄を設けて、ヘリポートという欄がございます。延岡病院については、再三出てきておりますが、新救命救急センターの屋上にヘリポートを設置しております。それから日南病院につきましても、隣接する市有地に発着場が確保されておりますので問題ございませんが、宮崎病院につきましても、基幹災害拠点病院でありながら、ヘリポートが敷地内にはないという状況でございます。

宮崎病院のような基幹災害拠点病院については、昨年4月、平成24年4月から、国の示す要件が厳格化されまして、ヘリポートは病院敷地内に有することと、当面猶予されておりますけれども、そういう要件の厳格化が行われたところであります。

また、現実には現在、大淀川の河川敷などを利用しておりますが、災害時には利用不可能になる、そういったことになり得る可能性がありますので、拠点病院としての機能を十分に果たせないということも想定されます。このため、課題に記載しておりますように、今後、国の指定要件を満たすためにも、ヘリポートの敷地内設置について検討する必要があるというふうに考えております。

なお、資料には記載をしておりますけれども、現在、宮崎病院につきましても、配管施設の老朽化対応でありますとか、それから、今回取り上げていただいております防災対応力強化

という観点から、整備のあり方について検討をしているところであります。その中で、屋上にヘリポートを備えた、そして救命救急センターが2階以上に入った防災棟の建設も検討をしているところでございます。

それからあと、その下にDMAT、通信手段、エレベーターとございますが、これらについては、いずれも整備を行うなどして、特に問題はない状況でございます。

それから、一番最後に医療機器・家具等とございますが、これは、医療機器等が転倒してけがをするといったこともございます。まだ固定化が一部にとどまっておりますので、引き続き固定化を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でありますけれども、巨大地震等の大災害の発生につきましても、病院における被害も甚大になることが予想されますので、今後とも適切な防災対策講じまして、防災力の強化を図って、大災害発生時においても、災害拠点病院としての機能が維持、発揮できるよう、災害に強い病院づくりについて努めてまいりたいというふうに考えております。

中野委員長 以上で説明が終わりました。

御意見等あれば出してください。

内村委員 今、その1ページのほうに資料をいただいとこなんですが、表の中で南海トラフ巨大地震想定(内閣府)というのがあって、津波の高さが16メートル、延岡が14メートル、日南が14メートルとあるんですが、きょう、さっき総務部のほう、これは県土整備部からもらったのには、標高、津波の高さが17メートルという数字が出てるんですが、ここのところの違いと、この備蓄とか、そういうのをされたとき、3階までに、今この表の中では、地下1階に設

置してあるのを3階屋上に増設となってるんですが、それで大丈夫かなというのが今考えたことでしたけど、どんなでしょうか。

桑山病院局次長 ただいま御指摘のありました津波高の違いにつきましては、資料を作成した時点の時期が、国の最終であったかどうかとか、時点で違いが出てきたのかもしれませんが、また確認して、修正が必要であれば修正をさせていただきますと思います。

それから、3階以上で大丈夫かというお話ございましたが、3階以上であれば、現在、私どもの考えでは、そこまでは津波は到達しないものというふうに考えているところでございます。

内村委員 3階といたしますと、何メートルぐらいになるところなんですか。

桑山病院局次長 おおむね19.5メートルぐらいの高さになるということです。

中野委員長 ほかにありませんか。

有岡委員 宮崎病院のヘリポートのお話の中で防災棟という表現がありましたけども、この防災棟の場所というのは、例えば立体駐車場つくって、その上をヘリポートにするとか、そういうイメージなんでしょうか。

桑山病院局次長 防災棟の建物のイメージということでお答えいたしますと、ヘリポートをつくる場合には、複数の進入路、2つ以上の進入路がなければならないという話があるようです。そうしますと、宮崎病院で想定されるヘリポートの高さは、8階ぐらいの高さに設置しないと、なかなかヘリのルートが確保できないと。したがって、8階建てぐらいの建物をつくりまして、その中に救命救急センター入れるとありますと、1階ではつかりますので、2階以上の高さに救命救急センターが入ると。あとの高さまでのフロアについてどう活用するかは、

病院内の手狭な施設を移転するとか、あるいは駐車場のような機能を持たせるとか、いろんなことが想定されると思います。つくるとなった場合には、そういったことを検討する必要があると思います。

中野委員長 ほかにございませんか。

外山委員 さっき福祉のほうの説明の中で、E M I Sというのがあるんですね、E M I S。この県立病院においても設置してあるということだろうと思うんですが、さっき福祉の話では、今稼働してますと、稼働を。現場の宮崎病院、現場では災害モードになったときに、どういう形で、何をこれに入れていくんですか。E M I Sの使い方。

桑山病院局次長 私もその現物を見たことがなくて申しわけないんですけど、災害時に迅速に、そういう国の設定しておりますシステムに必要な情報を入力しまして、ほかの医療機関なりが必要な支援が行われるようになるシステムだと理解しておりますので、被災した結果、不足している物とか、あるいは患者の数とか、そういったものが入るのではないかと想像しております。

外山委員 福祉の話だと、稼働しておるということは、現場の宮崎病院で誰かが動かしてないと稼働しておるとは言わないでしょう。次長が全然見たこともないという話で、現実に動いてないんじゃない。

桑山病院局次長 このE M I Sにつきましては、災害時に必要な情報を入力するということでありますので、平常時にはつながっている状況ということで、特に特段の入力をするといった作業は行われてないというふうに考えてます。

外山委員 だから、今は平常時だから動いてないのはわかるけど、災害時になったときに、

何をどういうふうにインプットして動かすかということ、担当ちゅうか、現場ではそれをわかっていないと、いざちゅうときに使いようがないでしょう。現実にそういう訓練というか、トレーニングというか、動かしたことがあるんですか。

桑山病院局次長 現場では、定期的に災害時の患者の避難の訓練であるとか、いろんなことをやっておりますが、その中で想定して動かす訓練、そういったものはやっていると聞いています。

中野委員長 ほかにありませんか。

桑山病院局次長 先ほどの内村委員からの津波高の御指摘の件でございますが、県土整備部でしょうか、そちらは県内の最高の津波の高さをあらわしたものであるということで、私どもの3つの県立病院における津波の高さはこの高さだということの違いのようであります。

中野委員長 ほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 十分な説明をしていただきました。ありがとうございます。ほかにないようでありますので、これで終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時52分休憩

午後 3時56分再開

中野委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会の皆さん、御苦労さまでございます。

一言御挨拶を申し上げます。

委員長の中野です。メンバーは11名です。調査活動を実施していきます。いろいろと御協力をよろしくお願いいたします。

では、出席者の紹介はもう結構でございます

ので、早速教育長に御挨拶をいただきたいと思います。

飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本県教育の振興につきまして、日ごろから御指導、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

お手元に「大規模災害・防災対策特別委員会資料」、教育委員会と書いた資料がございますが、その資料をごらんください。

表紙にございます目次でございますが、本日御説明させていただきます事項は、1の公立学校施設の防災対策について、2番目の公立学校における防災教育の推進についての2件でございます。

私のほうからは以上でございますが、引き続き担当の関係課長等が説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

入倉財務福利課長 財務福利課でございます。

「大規模災害・防災対策特別委員会資料」の1ページをお開きください。公立学校施設の防災対策について御説明いたします。

1の公立学校の耐震化についてであります。

(1)の現状の取り組みであります。県立学校は、今年度で耐震化が完了する予定であり、市町村立小中学校につきましては、国が示しております平成27年度までの完了を目標に事業を進めているところであります。

表をごらんください。平成25年4月1日現在の耐震化の状況は、県立学校が、A欄の対象棟数625棟のうち、耐震対策済み棟数は607棟で、耐震化率は97.1%となり、前年度からプラス3.5

ポイントとなっております。市町村立小中学校は、文部科学省のデータ公表が例年 8 月となりますことから、暫定値であります。対象棟数1,720棟のうち、耐震対策済み棟数は1,569棟で、耐震化率は91.2%となり、前年度からプラス3.8ポイントとなっております。

（2）の課題・問題点であります。県立学校は、天井材など非構造部材の耐震化についても定期点検等を行い、適宜対策を講じてきたところですが、継続的な取り組みが今後も必要であると考えております。

市町村立小中学校につきましては、非構造部材を含めた耐震化が平成27年度までに完了するよう、取り組みを促進させる必要があると考えております。

（3）の今後の対策としましては、県立学校につきましては、今年度で耐震化が完了しますので、非構造部材について定期的に点検を行い、必要に応じて対策を講じてまいります。

市町村立小中学校については、県教育委員会としましても早期に耐震化が完了するよう、情報提供や指導・助言に努めていくこととしております。

2 ページをお願いいたします。2 の県立学校施設における防災機能の向上についてですが、（1）の現状の取り組みとしましては、学校施設は、教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の応急の避難場所としての役割も担っておりますことから、今年度は新規事業として、最大クラスであるレベル2の津波を想定した避難経路の整備と、学校施設の防災機能の向上を図るため太陽光発電設備の整備を実施することとしております。

表をごらんください。避難経路整備につきましては、赤江まつばら支援学校、日南くろしお

支援学校の2校におきまして、安全な場所へ迅速に避難できるよう経路等を整備するものであります。

また、太陽光発電設備整備につきましては、宮崎北高校、日南高校、延岡しろやま支援学校の3校で、蓄電機能のある太陽光発電設備を設置することとしております。

2 の課題・問題点であります。県や市町村の危機管理局の最新データや防災対策の動向を踏まえた対応が必要であると考えております。

3 の今後の対策としましては、学校の避難訓練の結果や市町村の作成します地域防災計画等を踏まえまして、防災機能向上につながる整備の検討を引き続き行うこととしております。

財務福利課は以上でございます。

今村学校支援監 それでは、公立学校における防災教育の推進について御説明いたします。

資料の3 ページをごらんください。教育委員会では、東日本大震災や新燃岳噴火等への対応などから得ました教訓に学び、生涯にわたり自分の命を自分で守り抜く児童生徒を育成するために、平成24年度から、「意識が変わる・行動が変わる」学校防災推進事業に取り組んでいるところでございますが、具体的には、1 の現状の取り組みにあります、（1）から（5）までの5つの事業に取り組んでいるところでございます。

まず、（1）の学校における地域ぐるみの防災教育等の実践についてでございますが、現在、県内の各学校では、いつ、どこにいても、災害に直面したとき、周りと力を合わせながら、適切な意思決定と行動ができる児童生徒の育成ですとか、災害が起こったときに、人々の生活や地域の復旧・復興を支える支援者となる児童生徒の育成を目指しまして、避難訓練の方法や内容を工夫いたしますとともに、教科や学校行事

等におきまして、自然災害の発生の仕組みや危険から身を守る方法などについて学習いたします防災教育に取り組んでいるところでございます。

このような学校の取り組みを一層充実させるために、下の枠囲みにありますように、災害種に応じまして、地震・津波、その下の火山噴火、風水害の災害種別に、小中高、特別支援学校から各1校ずつ計12校を防災教育推進校に指定いたしまして、地域や専門家等と連携した実践的な防災教育の調査研究を行っているところでございます。

次に、(2)の防災教育教材の作成でございますが、昨年、防災教育のDVD教材を作成し、全学校へ配付いたしたところでございます。これは、県内における防災教育の充実や防災教育のレベルアップを目指しまして、災害の伝承ですとか、宮崎における災害を盛り込んだ、本県ならではのDVD教材となっておりますけれども、児童生徒の発達段階に応じまして、下の米印にありますような5種類を作成し、ごらんいただきますと、こういったパッケージになっている5種類でございますけれども、各学校に配付をさせていただいたところでございます。

今年度は、県内の各学校におきまして、このDVDを活用いたしました実践に取り組んでいただくこととなりますが、教育委員会では、実践例ですとか、授業等で活用できる防災教育関係の資料を掲載した防災教育の手引書を新たに作成いたしまして、各学校における防災教育のさらなる充実を図っていきたいと考えているところでございます。

(3)の防災メール配信システムの構築・運用では、災害発生時に、各学校から保護者へ避難状況ですとか、引き渡し場所等について、迅

速な情報配信ができるシステムの構築を目指しまして、昨年度から全ての特別支援学校において運用を始めているところでございます。

(4)の防災教育アドバイザーによる学校サポートでは、昨年度は、専門家による防災管理体制の見直しですとか、学校防災に対する連携体制の構築、各学校における効果的な研修の推進等を目指しまして、防災の専門家を県立学校や市町村へ派遣し、防災に関する講話や演習、避難訓練へのアドバイス等を行っていただいたところでございます。今年度も同様に実施することといたしております。

(5)の教職員の防災に関する専門的知識や資質の向上につきましては、災害発生時の状況を的確に判断し、児童生徒の安全確保のために適切な指示や支援ができる教職員の育成を目指しまして、全公立学校の安全教育担当者等を対象として、県の危機管理課と連携した「防災教育指導者養成研修会」を開催し、教職員の指導力向上を図りますとともに、防災士の資格取得を促進しているところでございます。

昨年度の受講者は、資料の4ページをごらんいただきますと、枠内にございますが、基礎コースは、全学校から1名ずつ受講をしていただきまして、431名でございます。そのうち186名は専門コースを受講し、その全員が防災士の資格取得試験に合格したところでございます。

今年度も、基礎コースを7月から8月の期間中に県内9会場にて、専門コースを1月中旬に2会場で開催し、教職員の防災士の資格取得を促進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2の課題・問題点についてでございますが、教育委員会といたしましては、現状を踏まえ、(1)の学校・家庭・地域が一体となった避

難訓練を実施したり、児童生徒が学習したことを地域に発信したりするなど、地域ぐるみの防災教育を一層推進していくこと。（２）の防災教育推進校における調査研究の成果等を県内全ての学校へ広め、各学校の確実な実践につなげていくこと。（３）の防災メール配信システムの導入を促進していくことの３つを取り上げて、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、課題を踏まえての今後の対策についてであります。（１）（２）は、作成いたしましたDVD教材の積極的な活用を図りますとともに、防災教育推進校の取り組み成果等をまとめた手引書を作成し、活用しながら、各学校の防災教育の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

また、（２）にございますように、防災メール配信システムの運用を高等学校に広げていきたいと考えているところでございます。

学校における防災教育の推進については以上でございます。

中野委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等はございませんか。 ないですか。 いいですか。

外山委員 公立学校における防災教育の推進の最後の課題・問題点の中で、避難訓練や児童生徒が学習したことを地域に発信する取り組みなど、地域ぐるみの防災教育の一層の促進が必要であるというふうに書いてありますね。これ具体的には、地域と連携するというのは、具体的にどういうやり方でやられるんですか。

今村学校支援監 これまでの学校における避難訓練等は、例えば地震が来たので、机の下に潜って、後で集まって、子供たちに話をして終わりという状況がたくさんございました。

これからの防災教育では、それではなくて、いつ、どこにいても、どんな災害が来ても対応できる子供たちを育てたいということで、例えば登下校中にそういう災害が訪れたときに、具体的に子供たちがどんな行動をとって、どこに逃げればいいのか、そんなことも大事になりますので、実際に保護者の方々や地域の方々と一緒にあって、この場所ではこんなところにといいことや、引き渡しをするという場面を想定して、こんなときには、ここで引き渡しをこんなふうにしますということですか、小学校、中学校だけではなくて、一緒に子供たちが、同じ災害ですので逃げるということもありますので、そういった意味では、小中高、地域の方も含めて一緒に行動するといった、そういった取り組みが必要になるとふうに考えておまして、そんな取り組みを今進めております。

外山委員 そこまでわかるんですよ。しかし、地域といたら、自治会がありますよね。自治会に対して、こういう協力の要請を具体的にしていけないと、この取り組みが必要であるじゃ何もならんわけですよ。そのためには、地域の自治会等にどういうアプローチして、どういう協議をしていくかという具体的なものがないと先に行かないと思うんですよ。

今村学校支援監 そこも含めまして、今学校は地域の自治会に働きかけて、自治会と一緒にあった取り組み、避難のあり方ですか、そういう取り組みを、既に左側の３ページの推進校あたりでは取り組みを進めていただいているところでございます。

外山委員 これは、各市町村におろして、市町村からそういう連携の話をもちかけておるんですか。

今村学校支援監 ほとんどの場合は、学校が

立地条件がそれぞれ違いますので、学校が地域の自治会等に働きかけて主体的な取り組みを進めていただいております。

外山委員 はい、わかりました。

中野委員長 ほかにありませんか。

有岡委員 財務福利課のほうにお尋ねしたいと思いますが、今年度、太陽光設備等を北高、日南、延岡しろやま、3校に太陽光と蓄電池、こういう事業を確認して、先ほど環境森林部のほうから再生可能エネルギー等導入推進基金ということで、28年度までの事業ということで、あと残り3年あるわけですけども、今後、こういう県立、もしくはここに必要だというような学校がまだたくさんあるんじゃないかと思うんですが、計画的には、年次的に26年、あと3年間、考えていかれてるかどうか、そこ辺をお尋ねします。

入倉財務福利課長 委員おっしゃったように、私どもが考えております太陽光発電設備整備事業につきましては、環境森林部が所管します再生可能エネルギー等導入推進基金、こちらを利用させていただいております。

当初、教育委員会としましては、県立学校が32校程度が避難所の指定を市町村から受けておりますので、そういったところを中心にお願いしたいということをお願いしたところですけども、結果的には全体的な予算とか、その辺があって、3校だけが選定されたということでありまして、次年度以降も要求をしていきたいとは考えております。

有岡委員 どうぞよろしく申し上げます。

中野委員長 ほかにありませんか。

蓬原委員 2ページの蓄電機能のある太陽光発電設備、これは、容量が何キロで、どの程度の持続時間を持っているものか。先ほど環境森

林部でもそういう説明があったんですけども、太陽電池という説明があったもので。

入倉財務福利課長 太陽光発電設備の容量でございますけれども、発電が平常時20キロパネルを設置しまして、蓄電機能は30キロワットを考えております。平常時20キロワットのパネルで、晴天の日に8から10教室分ぐらいの照明を使用できると考えております。また、30キロワットの蓄電池で、40ワットの電灯50台を12時間程度点灯できるのではないかと考えております。

蓬原委員 はい、わかりました。

中野委員長 ほかにないですか。

重松副委員長 先ほどの防災教育機材作成の件で、防災教育DVDの件なんですけども、会派で、また我々議員の代表で拝見させていただきました。素晴らしい内容で、ぜひこれをもっと活用したいと。先ほど外山委員のほうからもありましたように、地域のほうでもどんどん見せていきたいんだということで、これは再版とか、販売とか、そういうのを広げていただけることはできないでしょうかということなんですけど。

今村学校支援監 評価いただきまして大変ありがとうございます。ほかのところからもそう言っていたらるところはたくさんあって、欲しいという声もありますので、また予算のこともありますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

重松副委員長 今、たしか貸し出しが図書館にはあるというふうに聞いたんですけど、それをもっと広げるとか、自治会まで貸し出しでも結構なんですけど、それも含めていかがでしょうか。

今村学校支援監 残部がそんなに余裕がなく、今県立図書館等にも3部とかパッケージを

お出ししているんですが、その辺を含めて今後研究してまいりたいと思います。

重松副委員長 ぜひ増版のほうよろしく願いたいと思います。

以上です。

中野委員長 ほかにありませんか。

支援監に平たく質問したいと思うんですが、全校で避難訓練や防災教育を実施しているということですが、今回の震災でも、学校によって避難場所を決めて、さっと逃げたというか、避難したところで、かなりほとんど助かるところと、そうでないところありますよね。今現実的に避難訓練をされてるところは、この海辺の人たちは、どっかきちんとした場所が決まっているわけですか。

今村学校支援監 おっしゃるとおりであります。特に津波を想定した場合には、とにかく高いところに逃げることなんですけど、学校で被災した場合には、学校の近くのここというのは設定できるんですけども、登下校中ですか、家でといったときに場所が変わってまいりますので、その場所を、しっかりと津波の状況ですとか、その災害の自分が直面している場所とか、そんなことできちんと考えられるように指導をしております。

中野委員長 それで、もう先に答弁されたんだけど、親御さんが迎えに来て云々ちゅうことありますよね。その連携というか、ぴしゃっとPTAか何かを通じて、必ずここの学校の子供たちは、学校じゃなくて、ここに避難しておりますよとか、いずれ迎えに行かれると思うんですよね。学校に来たばかりに、親のほうで被災に遭ったということでは、もうどうもこうもないわけですよ。そういうところの連携というのはきちんとされてるわけですかね。

今村学校支援監 そのとおりでございます。学校は、学校で災害に遭った場合には、ここに避難するというのは保護者等に連絡しておりますし、(3)の防災メール配信システム等で、どこにということもしっかりと情報を伝えられるようにしているところでございます。

中野委員長 そういうことは、全校PTAがあると思うんですが、PTA活動というか、PTAの皆さん方には、全校きちんと指導がされてるわけですかね。

今村学校支援監 学校からの案内通信ですとか、文書ですとか、そういったことでは、全ての学校が、学校で災害に遭ったときには、こういった場所に逃げる予定だというのは伝えてあると思いますが、(3)の防災メール配信システムにつきましては、今現在は特別支援学校を全て整備しております、今年度は高等学校にまでそれを広げたいというふうに考えております。小中学校等については、学校独自で携帯等のメール配信システムを使って独自にやっているところもあるというふうに伺っているところありますので、それは全てではないと思います。

中野委員長 学校のことでですから学校政策課等が管轄されると思うんですが、PTAを管轄する所管課というのは生涯学習課になるわけですかね。そこの連携は、課ごとの連携を含めて、実施も含めてきちんと整理されてるわけですか。

今村学校支援監 保護者も学校の子供たちの親ということで、一応学校政策課のほうでそのあたりについては今は対応をしているところでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ないようですので、以上で終わ

ります。教育委員会の皆さん、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時23分再開

中野委員長 かなり長時間になって申しわけございません。委員会を再開いたします。

次に、7月11日から12日に実施予定の県南調査についてであります。

「資料2」をごらんください。前回の委員会におきまして、正副委員長一任をいただきました調査先ですが、ごらんのような日程案を作成しました。

まず、1日目は、外所地震供養碑の視察、日南市役所、都城市役所、そして望原谷第1砂防堰堤としております。

まず、外所地震供養碑の視察は、さきの一般質問でも話が出たところではありますが、被災の状況を後世に伝える貴重な資料でありますので、視察したいと考えています。

日南市役所は、内閣府及び県の津波被害想定において、県内で最も早く津波が到達するところであることから、被害想定を踏まえた防災・減災対策の現状や課題などについて調査したいと考えています。

都城市役所は、平成23年の新燃岳噴火の被害を受けたところであり、当時の被害状況と今後の噴火に備えた被害対策などについて調査したいと考えています。

望原谷第1砂防堰堤は、先月の27日完成した砂防ダムであり、新燃岳の火山灰により起きやすくなっている土石流を防ぐためのものだと聞いております。火山灰が土石流発生に与える影響と砂防ダムの役割について調査したいと考え

ています。

2日目は、鹿児島県庁及び陸上自衛隊都城駐屯地を視察します。

鹿児島県庁では、まず、鹿児島県危機管理局に対して、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災・減災対策について調査をするともに、桜島・霧島の火山災害に備えた取り組みについて調査したいと考えています。

また、調査に続いて、同じ会場において、鹿児島大の井村准教授に、桜島・霧島火山災害の過去の発生状況、大規模噴火の可能性と被害想定及びその対策においてお話を伺いたいと考えております。

陸上自衛隊都城駐屯地では、東北大震災の被災地支援の状況と現地で感じた課題、また、県内における大規模災害時の活動及び体制について調査したいと考えています。

県南調査につきましては、調査日が迫っており、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できれば、この案で御了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、その場合は正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ありがとうございます。

県北調査。次に、8月28日から29日に実施予定の県北調査についてであります。

県北調査の調査先につきましては、7月の次回委員会でお諮りしたいと考えていますが、調査先について何か御意見はございませんでしょ

うか。意見がありますか。 意見がない場合として進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 特にないようですので、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ありがとうございます。

調査先との調整がありますので、もし今後御意見がありましたら、遠慮なく我々正副委員長ないし事務局に御連絡をください。十分に配慮して進めてまいりたいと思います。

次回委員会。協議事項（４）の次回委員会につきましては、7月下旬（事務局案では7月25日木曜日、午前10時から）を行うことを予定しております。

次回委員会での執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望はございませんか。これは、また執行部に頼むとね。何か次は。（「何か御要望があれば」と呼ぶ者あり）執行部なん、また次も。

日高書記 次は、必ずしも執行部にお願いする必要はないと思いますけど、調査先というか、委員会でお聞きになれることとか、そのあたりで御希望があれば、そのことをお伺いした上で、次の委員会の開催をしたいと思っておりますので、御意見がありましたらよろしく願いいたします。

中野委員長 ありますか。ないですね。意見がない場合として進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 そのように進めます。

特に御意見はないようですので、次回の委員会については、正副委員長に御一任をいただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

その他、最後になりますが、協議事項（５）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、再度申し上げますが、次回委員会は7月25日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、県北調査のことでしたが、できれば大分県まで足を運んで行きたいというふうに考えております。やっぱり隣接県ですので、鹿児島県も見たように、今度は鹿児島のほうは特に噴火のことということにしましたが、今度は津波が大分やら、一般質問でもありましたよね。宮崎県の記録はない、大分はあるとか、取り組み状況やら、その辺のことも考えてはおりますが、そういう形で進めて、泊まりもどこになるかわかりませんが、皆さんの御希望に沿うようにしていきたいと思います。

以上で本日の委員会は閉会いたします。まことに長時間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時29分閉会